歴史民俗資料館(黒澤止幾生家)保存活用計画

令和2年3月 城里町教育委員会

目次

目次 例言

第1章 計画の概要	第4章 活用計画
1-1. 計画の作成	4-1. 公開その他の
1-2. 文化財の名称 ———2	活用の基本方針 ———57
1-3. 文化財の概要 ———— 2	4-2. 公開計画 ————57
1-4. 文化財保護の経緯 ———13	4-3. 活用基本計画 ———59
1-5. 保護の現状と課題 ———13	4-4. 実施に向けての課題 ——63
1-6. 計画の概要 ————15	
	第5章 防災計画
第2章 保存管理計画	5-1. 防火・防犯対策 ———65
2-1. 保存管理の状況 ————19	5-2. 耐震対策 ————68
2-2. 保護の方針38	5-3. 耐風対策 ——69
2-3. 管理計画 ————41	5-4. その他の災害対策 ———69
2-4. 修理計画 ————43	
	第6章 保存整備基本計画
第3章 環境保全計画	6-1. 史跡遺構の
3-1. 環境保全の現状と課題 ——45	保存修理基本計画 ———71
3-2. 環境保全の基本方針 ——52	6-2. 全体整備基本計画 ——79
3-3. 区域の区分と保全方針 ——52	6-3. 事業スケジュール ——82
3-4. 防災上の課題と対策 ——54	6-4. 保護に関わる諸手続き――86
	巻末資料
	1. 黒澤止幾生家 書籍からの写真90
	2. 黒澤止幾生家 平成の葺替時と
	その前後の写真92
	3. 黒澤止幾関係古文書から見る
	黒澤止幾生家及び庭園の関連事項96
	4. 参考資料103

- 1. 本計画は、茨城県城里町教育委員会が城里町指定史跡黒澤止幾生家の保存・活用に関する方針を定めたものである。
- 2. 本計画には、平成27年の畑野経夫氏による黒澤止幾生家の町指定文化財指定審議のための建物調査報告書と、平成28年度に株式会社カナザワ建築設計事務所に委託した黒澤止幾生家現況調査及び記録作成業務の成果、株式会社かつら設計に委託した黒澤止幾生家敷地境界確認測量業務の成果を反映させている。
- 3. 本計画は以下の体制で策定した。

策定指導 烟野経夫氏(公益財団法人文化財建造物保存技術協会 前評議員)

事務局 城里町教育委員会事務局

委託先 合同会社もば建築文化研究所

- 4. 本計画の執筆・編集は城里町教育委員会と合同会社もば建築文化研究所が行った。
- 5. 本計画は,文化庁の定める『重要文化財(建造物)保存活用策定指針』平成11年3月 に準拠し,必要に応じて項目の追加・削除を行っている。
- 6. 本計画の配置図は平成28年度に株式会社かつら設計が作図したものに一部追加・変更 し用いている。
- 7. 本計画の配置図,平面図,立面図,断面図,天井伏図は平成28年度に株式会社カナザワ建築設計事務所が作図したものに一部追加・変更し用いている。
- 8. 第3章環境保全計画については千葉大学名誉教授藤井英二郎氏の協力を得た。
- 9. 巻末資料2については柳下征史氏撮影の写真を掲載した。
- 10. 巻末資料3については茨城県立歴史館の長谷川良子氏の協力を得た。
- 11. 本計画作成にあたり、次の方々へ聞取り調査を行った。

(五十音順)

荒木敏和氏

鯉淵勇雄氏

鯉渕文男氏

後藤則男氏

杉山三千雄氏

長谷川良子氏 (茨城県立歴史館)

ご協力いただいた皆様へここに感謝の意を表します。

- 12. 本計画の写真は特記がない限り、調査者が撮影した。
- 13. 黒澤止幾の名については止幾子, 時子, 登幾など様々な記載があるが本計画では文化 財名称である「止幾」に統一して記す。

第1章 計画の概要

1-1. 計画の作成

(1)計画作成年月日

令和2年3月27日

(2)計画作成者

城里町教育委員会



黒澤止幾生家位置図(白枠=城里町指定史跡黒澤止幾生家範囲) (国土地理院 最新空中写真を一部加工)

1-2. 文化財の名称

種 別: 史跡

名 称: 黒澤止幾生家

員 数: 建物1棟 土地807.99 ㎡

所 在 地: 城里町大字錫高野字留場 2224 番地1

所有者名 : 城里町 管理者名 : 城里町

指定年月日: 平成28年3月1日

(城里町教育委員会告示より)

1-3. 文化財の概要

(1) 文化財の構成

保護の対象:黒澤止幾生家建物と敷地



生家建物正面(南面)



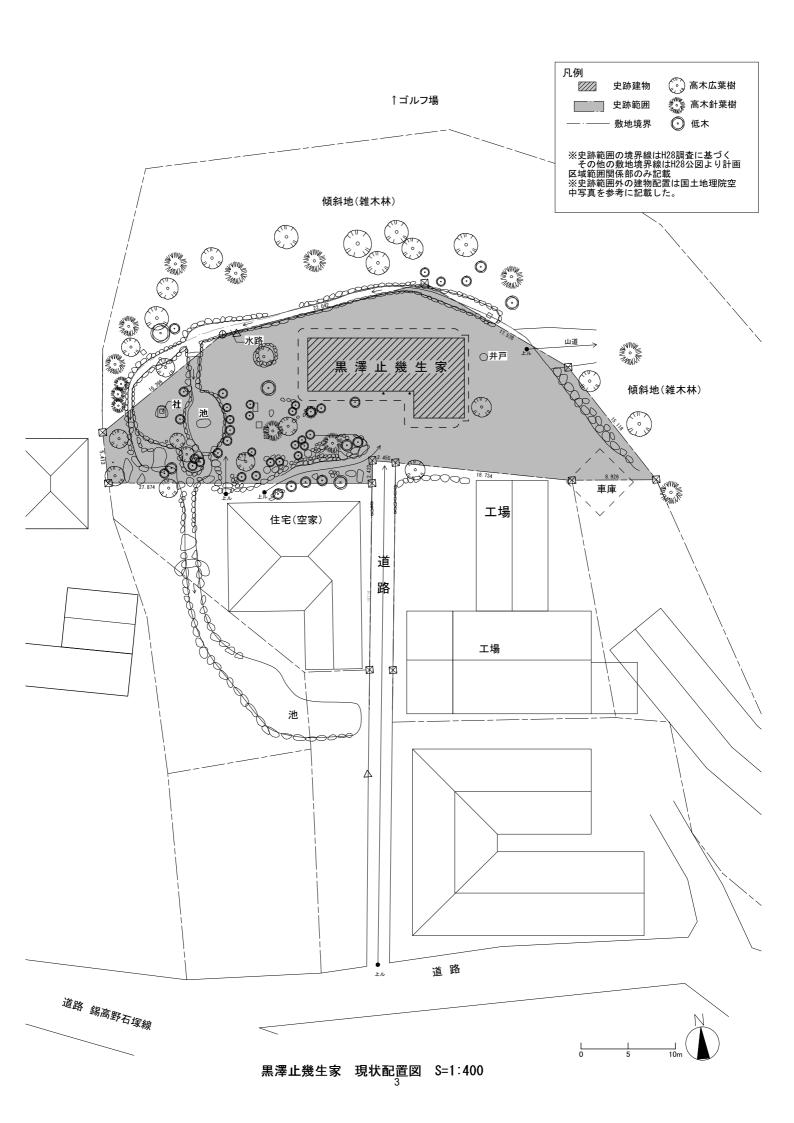
庭園西から見る

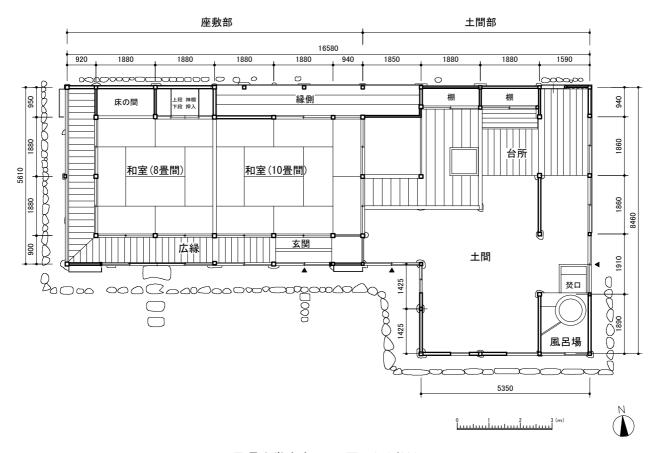


庭園南から見る

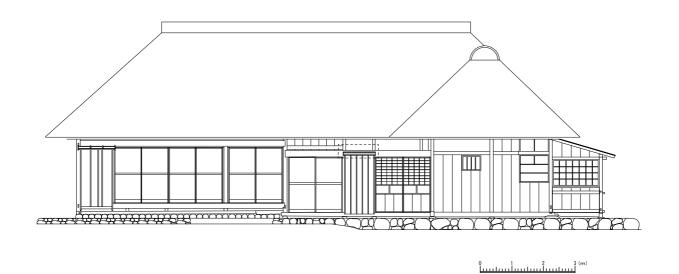


生家建物正面(南面)遠景





黒澤止幾生家 平面図 S=1/120



黒澤止幾生家 正面図 S=1/120

(2) 文化財の概要

ア. 立地環境

敷地は茨城県東茨城郡城里町のほぼ中央の錫高野地区に所在する。

城里町は、東西に約19km,南北には約13kmにおよび、総面積は161.73km2で、約60.6%を森林が占めている。茨城県の西北部に位置し、概ね東経140度15分から140度25分、北緯36度25分から36度33分にあり、南部は水戸市及び笠間市と接し、東部は常陸大宮市、那珂市と那珂川を境に接し、北部は常陸大宮市に、西部は栃木県茂木町と接する。

東部は那珂川沿岸に開けた沖積平野地帯で、農地や宅地、工業用地などに利用され、国道 123 号沿線を中心に、住宅地が広がる。那珂川沿いの低地は両側を台地に挟まれる、自然堤防・旧河道のみられる氾濫平野である。中西部は、八溝山系の南縁部の鶏足山地が広がり標高 200m 前後の丘陵地帯となっており、藤井川をはじめとする那珂川支流の多くの河川が起伏の激しい地形を作り出し、山林や農地、レクリエーション施設などに利用され、自然や歴史を感じる地域となっている。



城里町位置図



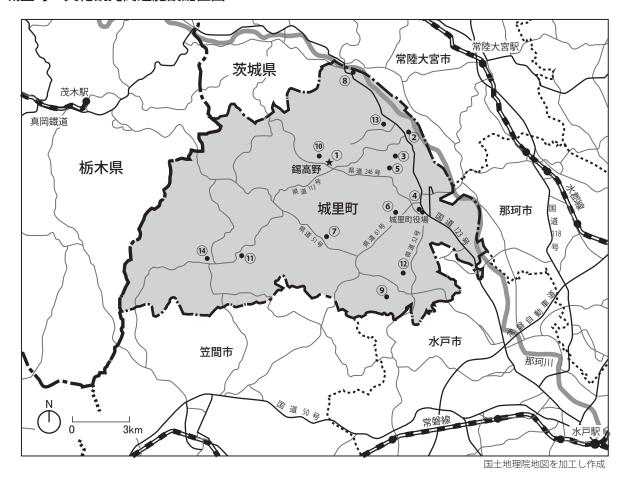
黒澤止幾生家位置図



黒澤止幾生家周辺図

※上記地図はいずれも国土地理院地図を加工し作成した。

城里町 文化観光関連施設配置図



番号	名称	所在地	番号	名称	所在地
1	城里町指定史跡 黒澤止幾生家	城里町錫高野字留野2224-1		城里町内の有形文化財(建造物)と史跡	
				◆町指定有形文化財(建造物)	
	◆城里町文化財関係施設		12	小松寺唐門	上入野 小松寺内
2	桂図書館・郷土資料館	城里町阿波山173-2		小松寺観音堂	上入野 小松寺内
3	茨城県埋蔵文化財センター いせきぴあ	城里町北方1481	13	高根山大山寺山門	高根 大山寺内
4	城里町教育委員会 ・コミュニティセンター城里	城里町石塚1428-1 コミュニティセンター城里3F	14)	大師堂	徳蔵 徳蔵寺内
	◆黒澤止幾及び生家関連施設			◆県指定(史跡)	
(5)	喫茶とき 黒澤止幾顕彰館	城里町北方2137	不掲載	伝内大臣平重盛墳墓	上入野
6	水戸市消防本部 北消防署城里出張所	城里町石塚955-5	"	那珂西城	那珂西
地図外	茨城県立歴史館	水戸市緑町2-1-15			
地図外	茨城大学	水戸市文京2-1-1		◆町指定(史跡)	
			不掲載	宝篋印塔 三基	下古内
	◆黒澤止幾生家類例		11	大山城跡	阿波山
7	国登録有形文化財 島家住宅	城里町上古内	11	孫根城跡	孫根
地図外	国重要文化財 塙家住宅	笠間市安居	11	下圷館跡	下圷
地図外	国重要文化財 中崎家住宅	水戸市鯉淵町	11	平治館跡	北方
地図外	県指定有形文化財建造物 旧所家住宅	潮来市日の出	"	頓(徳)原古墳	北方
地図外	国重要文化財 旧太田家住宅	川崎市日本民家園内	11	毘沙門塚古墳群	高根
			11	高久館址	高久
	◆城里町内の主要観光施設・屋外施設		11	赤沢江跡	桂地区・城北地区
8	道の駅かつら	城里町御前山37	11	万歳藤	上圷
9	城里町総合野外活動センター ふれあいの里	城里町上入野4384	"	佛國寺奥の院	佛国寺
10	グリーン桂 うぐいすの里	城里町錫高野2391	"	伊藤益荒・伊藤斎宮自刃の碑	小勝
11)	城里町七会町民センター 「アツマーレ」	城里町小勝2268-3			

交通は、水戸市から栃木県宇都宮市を結ぶ国道 123 号が町の東部を南北に縦断するほか、主要地方道、一般県道が縦横に走る。常陸自動車道水戸 IC からは 10 分~25 分ほどの距離にあり、町内から東京都心へは 2 時間前後で行くことが可能である。鉄道は大正末から那珂川沿いに茨城交通茨城線が運行していたが、昭和 46 年(1971)に全線廃止された。

黒澤止幾生家の位置する錫高野地区は城里町の中央やや北に位置し、主に山、農地と宅地から成る静かな地区である。敷地は県道 246 号線と県道 112 号線の交差点からやや北西の、県道 246 号線から北に約 40m 入った小高い場所に位置する。敷地の北側と東側はさらに高台の林地である。生家への交通手段は自家用車が主である。

イ. 地域の歴史

黒澤止幾生家は、敷地南の道を入口とし、指定範囲 807.99 ㎡の敷地中央に木造平屋建て茅葺で曲屋型の家屋が建つ。敷地北に水路を廻し、建物西の庭園の池へ流す。庭園には他に、多様な植物、水盤石、社等を配する。また建物東には井戸が存在する。

錫高野地区はかつて錫鉱業で栄えたことで知られる。西部の山側で天正年間(1573~1593)以前に明の誂寛(または誹寛)という人物が錫の埋蔵を発見し、採掘と精錬の技術を伝えたとされる。佐竹氏統治下、また水戸藩主下の時代に大いに栄えた。天保年間に水戸藩第九代藩主徳川斉昭が訪れ、村名を「高野村」から「錫高野村」に変更したと伝わる。錫の採掘と精錬は幕末まで行われた。

明治22年(1889)4月1日からは町村制によって、高久・北方・錫高野・孫根・岩船・高根の6村が合併して岩船村になった。昭和30年(1955)に圷村・岩船村・沢山村の3村が合併して桂村が誕生した。平成17年(2005)2月1日に常北町・桂村・七会村が合併して城里町となり現在に至る。

(参考文献:城里町防災会議「城里町地域防災計画」2018, 桂村史編さん委員会編「桂村史」2004, 桂村史談会「桂史紀要第7号」1983)

ウ. 創立沿革



黒澤止幾肖像写真 (茨城大学所蔵)

黒澤止幾(1806~1889)は、安政5年(1858)、水戸藩第9代藩主徳川斉昭が安政の大獄で不時登城の罪で謹慎を命じられた際に上京し、無実を訴える長歌を献上するという雪冤行動により、歴史に名を残す。黒澤家は代々修験道の道場と寺子屋を開き、止幾も寺子屋師匠を継ぎ、学制発布後に我が国最初の女性教師の1人となり晩年まで子弟の教育に努めたことで知られている。黒澤止幾生家は黒澤止幾が生まれ育ち、教鞭をとったといわれる場所である。

黒澤止幾は日記などの記述を残しており、子孫による記述もあるが、建物及び敷地に関す

る記録はほぼ存在せず関係者からの聞取りや口伝による事項が多い。平成27年の調査では建築の形式から江戸時代の後期から末期頃の建築と推定されている。ただし土間部は止幾によるものと言われ、史料*1によると止幾が明治8年(1875)に得た終身禄を基に明治11年(1878)頃に家屋が大修繕されたと記されていること、また聞取り調査より止幾子孫から土間部は終身禄によると談があったこと、さらに主屋部と土間部の構造を異にすることから、明治11年頃に土間部を建築した可能性が高い。生活のためにはそれ以前にも土間が別棟であったと思われる。(土間部はうまや、台所の機能から更新の可能性が高いといわれる。)

敷地については、黒澤家は止幾5代前の高山の時代に那珂町の鴻巣から高野村(現錫高野)に移り、現敷地から500m程南に位置する現在も黒澤家墓所のある辺りに居住していたが、止幾誕生前に現在地に移ったと伝わる。

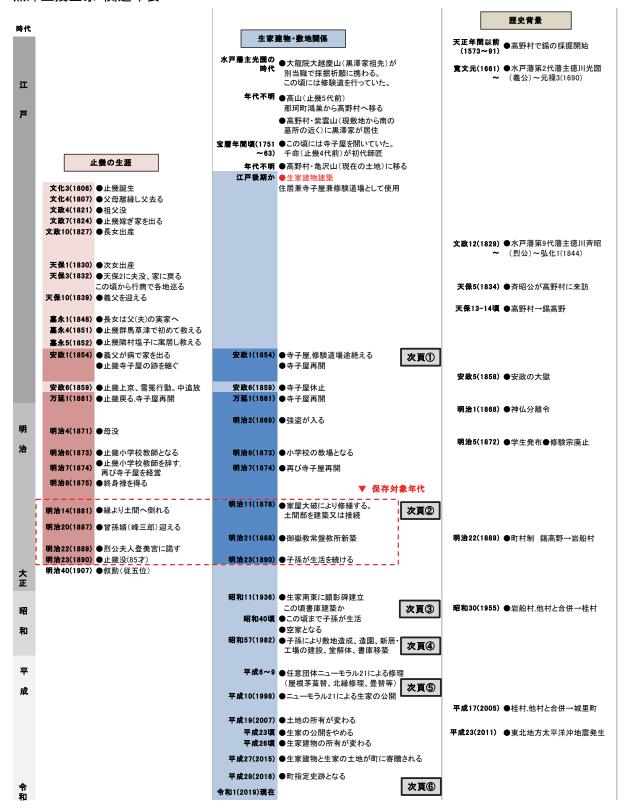
※1「贈従五位黒澤止幾子事蹟」(筆者・年不明)に「終身禄玄米拾石,明治八年,一ヶ年度玄米にて下賜,翌年禄券證書面下されになる。金高弐百九拾円也。同十一年九月,本村戸長横倉健蔵氏の世話ニて水戸上市五軒町鈴木忠兵衛氏ニ売渡す。代金二百三拾弐の代理ニテ健蔵氏受取。内金百三拾円也。同氏ニ預け置き<u>別屋道場並家屋大破に及し故,其金を以て大修繕を加え</u>…(略)」とある。「故黒沢止幾子事蹟」(明治 41 年 3 月 16 日黒澤峰三郎筆)にも同様の記述がある。協力:杉山三千雄氏,長谷川良子氏

エ. 施設の性格

黒澤止幾生家周辺は、昭和前期頃には生家南の道までは田畑が広がり、生家西には堂があり、生家南に鶏小屋や便所の離れが建っていたという。昭和 40 年代頃まで黒澤家が居住していた。昭和 57 年(1982)には一帯が大規模な整備を行い、生家西に造園を行い、南に家屋や工場の建物が建築された。平成 6~9 年(1994~1997)頃に地元の任意団体ニューモラル 21 (後に黒澤止幾子顕彰会に改名。代表:大沢敏男氏)により生家の屋根葺替などの修理が行われ、同団体により平成 10 年(1998)から平成 23 年(2011)の東日本大震災発生後頃まで黒澤止幾の業績を伝える施設として一般に公開されていた。平成 19 年(2007)に土地の所有者が変わり、平成 26 年頃には生家建物の所有が大沢敏男氏へ変わる。平成 27 年(2015)に生家建物と生家の土地が町へ寄贈され、平成 28 年に町指定文化財(史跡)に指定された。町所有以前から建物の傷みが進行しており、現在は屋根へのシートや支柱で応急処置を施している状況で、安全性が確保できないため公開・活用はされていない。

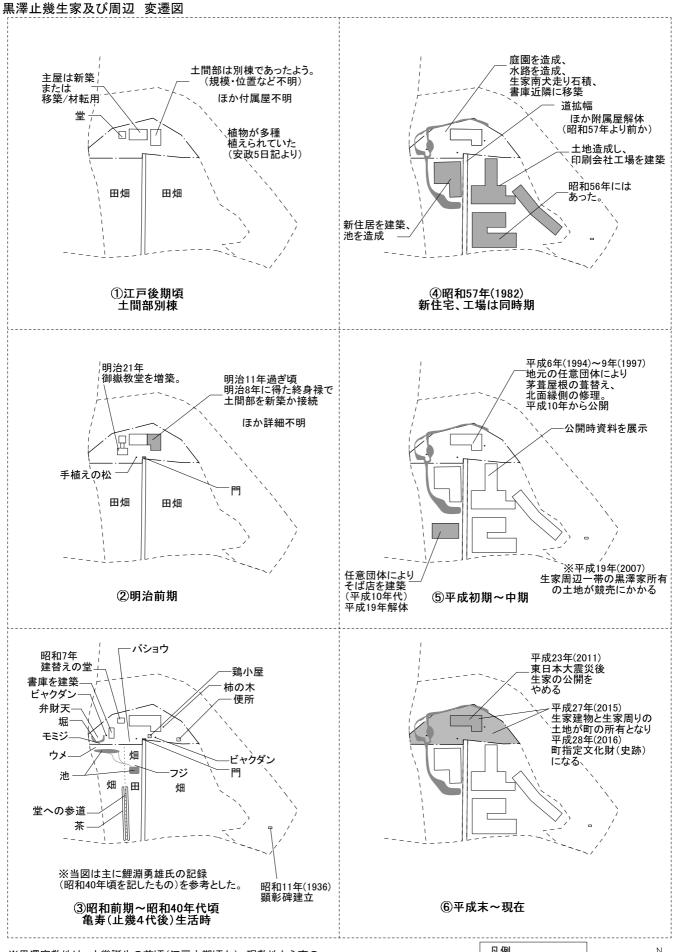
オ. 主な変遷

黒澤止幾生家 関連年表



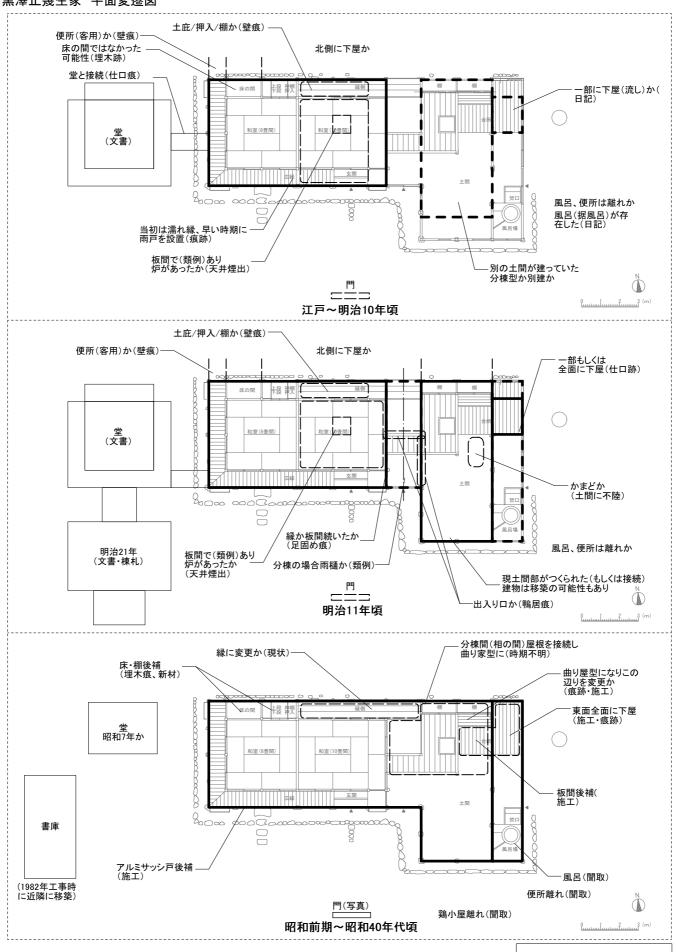
参考文献: 桂村史編さん委員会編『桂村史』2004※寺子屋関係は「黒澤家の寺子屋時代再考」「黒沢小次郎藤原頼胤系」郷土資料館蔵を参考としている。 桂村史談会『桂史紀要』第3号(1978)、第4号(1979)

黒澤止幾子生誕二〇〇年を祝う会『黒澤止幾生誕200周年記念誌』2006年※立林宮太郎『黒澤孝恭』1937、等を参考としている。 他聞取り調査より作成



※黒澤家敷地は、止幾誕生の前頃(江戸中期頃か)、現敷地から南の 黒澤家墓地あたり(紫雲山)から現在地(亀沢山)に移動と伝わる 当図は聞取り調査・史料から作成した。

黒澤止幾生家 平面変遷図



灰色表示=現状の図面 ()=根拠 日記=日記資料(安政5)

(3) 文化財の価値

前述の歴史的な経緯から黒澤止幾生家は、主に以下の点で価値があるといえる。

①黒澤止幾が生活した場所としての価値

黒澤止幾生家は、徳川斉昭の雪冤行動で知られ、江戸末期から明治にかけて郷土の教育に貢献した全国初の女性教師の一人といわれる黒澤止幾(1806~1889)が生まれ、生活したと言われる場所であり、生家建物は実際に寺子屋・小学校として利用された。

現状建物の南の下足入れ付きの段上の入口や、残された机から寺子屋の様子が偲ばれる。止 幾の功績を伝え、教育の場を体験できる重要な場所である。

②当地域の歴史的な民家の典型としての価値

生家建物は座敷部と作業場である土間部分と構造を別にしており、土間部は明治 11 年頃の作と言われ、この時に建築されたか、軒を接して並んでいたものを接続したと推測される。茨城県北西部ではこうした形式の分棟型民家を改造し、屋根を直屋・曲屋形式にしたものが分布しており、黒澤止幾生家はその一つと推定される。

茨城県内の分棟型民家の事例:

国重要文化財旧太田家住宅(川崎市所在。笠間市から移築。17c末頃建築)

国重要文化財塙家住宅(笠間市。18c 頃建築)

茨城県指定文化財所家住宅(潮来市所在。旧桂村(現城里町)から移築。享保頃建築)

国重要文化財中崎家住宅(水戸市。元禄元年建築)

国登録有形文化財島家住宅(城里町。江戸期建築)

生家座敷部は東西を棟とし2室に縁を巡らせた形で、東側に南北を棟とする土間部が接続する。規模は小さいが、この地域の典型としても文化財的な価値があるといえる。

③地域の歴史的景観要素としての価値

建物は木造茅葺屋根の仕様を維持し、背後の里山の風景とともに建設された江戸時代~明治の景観をのこす。庭園は昭和後期に整備されているが周囲の景観を活かした作庭がされている。 いずれも当地域の歴史的景観を伝える上で貴重である。

またこれらの価値を活かし町内や県内のネットワークを形成することで、地域の活性化のきっかけとなる可能性を持っている。

1-4. 文化財保護の経緯

(1) 保存事業履歴

ア. 事業の経緯

◆平成27年度 城里町所有となる。

建物調査を実施。

城里町指定文化財(史跡)に指定される。

◆平成 28 年度 敷地境界確認測量を実施。

生家建物現況調査及び記録作成を実施。

◆平成29年度 保護のため茅葺屋根にシートを架け、建物内数箇所に支柱を設置。

イ. 事業効果と事業後の課題

文化財指定となり開発による建物の損失は免れたが、公有化前からの劣化が著しく、現在も 修理・活用には至らず破損が進行している状況である。

(2)活用履歴

黒澤家の生活の後,平成10年(1998)頃から平成23年(2011)の東北地方太平洋沖地震の頃まで,地域の任意団体ニューモラル21により公開されていた。公開時は解説板や民具が展示され、基本的には無人で来客簿を置いており、平成10年代に南の道路側にそば店があった時期は見学者が多かったという。また団体により定期的な清掃等の管理が行われていた。平成27年(2015)に町の所有となり、文化財指定を受けて以後は公開などの活用はされていない。

1-5. 保護の現状と課題

(1)保存・活用の現状

ア. 保存

建物は長らく修理が行われなかったことにより全体的に破損が進んでいる。

床組は腐朽等が進行しており、柱は傾斜が見られ、小屋組は一部折れがある。軒先は湾曲し、 屋根は茅が落ちている。またこれまで耐震・耐風の対策がなされていない。

城里町の管理となってから応急的に建物内の支柱設置と屋根へのシート保護が行われ、構法 や破損状況の調査が行われている。

イ. 管理

管理者の城里町が見回りや立ち入り制限の柵の設置、草刈を行っている。

ウ. 環境保全

黒澤止幾生家の位置する錫高野地区は主が山林で、他部は宅地と田畑、ゴルフ場やキャンプ場のレジャー施設が広がっている、自然が豊かであり山村の景観をよく保つ地域である。

工. 防災

見回り強化に努め、立ち入り禁止柵の設置を行っている。消防設備に関しては、消火器が設置されているが、その他の設備は設置履歴がない。

才. 活用

現在は建物の破損が著しく安全性が低いため公開活用されていない。

展示品に関しては、建物内に民具と、建物入口に任意団体の管理時代の解説板が残る。

設備面に関しては、電気の配線はされているようであるが現在は通電しておらず、上下水 道は配管されていない。また、便所の設置がなく、車が主な交通手段であるが敷地内には駐 車場もない等、管理・利用に際して不便な状況である。

(2)保存・活用の課題

ア. 保存

文化財の価値に配慮しながら建造物の修理を行い、耐震・耐風の診断を行い、適切な補強を 検討し、早急に建物の解体を伴う保存修理工事を行う必要がある。

イ、管理

建造物の修理の後、公開活用を開始するにあたり地域住民の協力のもと新たな管理方法を形成する必要がある。

ウ. 環境保全

整備にあたっては現存する周囲の自然の風景を継承していくことがふさわしい。前面道路から当該建造物を望む景観を遮る施設整備を行わず、周囲の景観に適した整備を計画する必要がある。

工. 防災

近隣住民や消防署、消防団との相談のもと、防災・防犯また罹災初期に対応できる設備設置 やネットワークの形成を行う必要がある。

才. 活用

建造物の保存修理に伴い,公開を行うため,継続的な見学利用と管理を行いやすいよう水道・ 電気を開通し,便所,駐車場などの整備を行う必要がある。

1-6. 計画の概要

(1)計画区域

地番	地目等	面積(m2)
2 2 2 4 - 1	宅地, 史跡	807.99
2 2 2 4 - 2	宅地	380.58
2 2 2 2 - 3	宅地	272.04
2 2 2 2 - 1	宅地	336.00
2 2 2 3	宅地	182.96
2 2 2 6 - 1	宅地	549.00
2 2 2 6 - 2	宅地	822.17
2 2 2 7	宅地	641.00
2 2 3 3	原野	101.00
2 2 9 1	山林	2933.00
計	7025.74	

※現在2224-1のみ城里町所有である。

その他の土地は土地所有者の了解を得てから計画の実行へ移る。

計画区域の範囲は以下の点に基づき設定した。

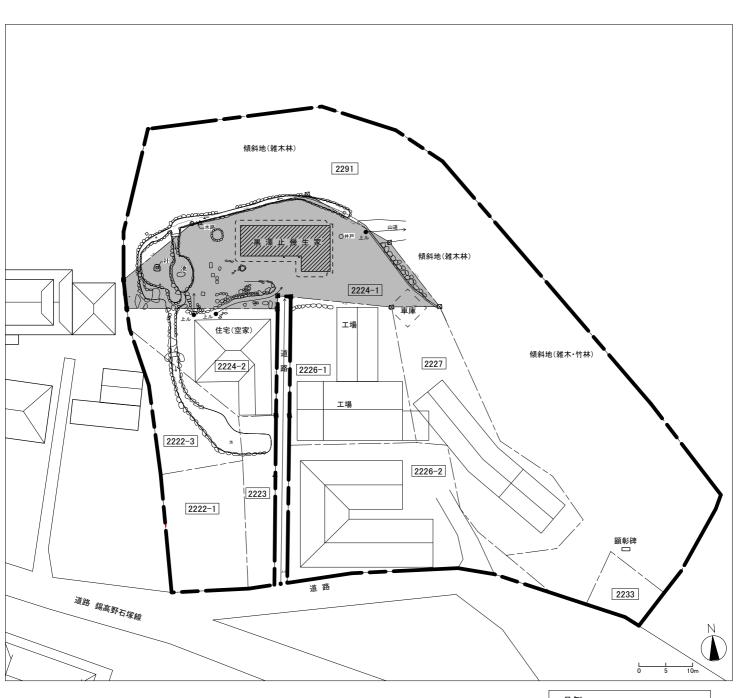
- ・生家が立地する自然の景観や環境を形成している土地
- ・かつて黒澤家が所有していたと言われ、生家と共に景観を形成していた土地
- ・隣接する急傾斜地など生家の保存のために保全を図ることが必要な土地
- ・便益施設整備など、公開や活用に伴う利便性向上のために必要な土地

(2)計画の目的

本計画は、城里町指定史跡黒澤止幾生家の敷地及び建物の歴史的文化的な価値を維持向上させつつ、次世代へ保存継承し、黒澤止幾の功績及び町の歴史を伝える場として活用し地域の観光拠点とするための、保存活用方針を定めることを目的とする。

(3)基本方針

- ①史跡の文化財的価値を適切に後世に継承するため、その本質的価値を明らかにし、維持と向上を図る。
- ②建造物や周辺環境の破損状況と安全性の課題を抽出し、修理及び対処方法を計画する。
- ③史跡の敷地及び建造物と一体をなして歴史的な環境を形成している周辺の土地も含め、その価値を保護するための計画とする。
- ④町内外の来訪者のため、利用者の利便性を確保した整備を図り、観光拠点として位置付け、更なる地域活性化を目指す。



黒澤止幾生家 保存活用計画 計画区域範囲 S=1:700

(4)計画の概要

本計画は以下の項目について定める。

①保存管理計画

城里町指定史跡黒澤止幾生家の保存状況と構成する諸要素を特定した上で本質的価値を明確 に抽出して把握する。史跡の指定理由,経過,歴史的背景および周辺環境を含め,史跡の価値 を考慮した整備年代の検討と遺構保存整備にかかる方針と手法等の方向性について検討し,こ れを定める。

②環境保全計画

計画区域内の環境の保護と整備の方針を定める。

③活用計画

保護の方針を踏まえ、地理的環境及び社会的環境を考慮した基本方針を設定し、公開活用手法と方向性について検討する。

4)防災計画

防火, 防犯, 耐震について, 今後の予防措置や防災及び消火体制について検討する。また, 必要となる防災設備計画の検討を行う。

5保存整備基本計画

①~④の検討内容に基づく修理・整備の計画整理と実施に向けた事業計画(修理・整備項目, 事業工程)の検討を行う。

第2章 保存管理計画

2-1. 保存管理の状況

(1) 保存状況

黒澤止幾生家建物の保存状況を明らかにすべく、現在の構造形式と破損状況を示す。

ア. 構造形式

建築年: 江戸後期(推定)

構 造: 木造平屋建, 桁行 16.58m, 梁間 5.61m, 南面突出部桁行 2.85m, 梁間 5.35m,

寄棟造,茅葺

延床面積:108.26m2

①平面

建物全体で曲屋の形式を持つ。東西棟の畳敷の室のある棟と、南北棟の土間のある棟に分かれる。本計画では東西棟を座敷部、南北棟を土間部と呼ぶ。

座敷部は、上手(西)に畳敷の8畳間、下手(東)に10畳間の2室からなる。8畳間の北面西 寄にはトコ、東寄上段に神座/仏壇、下段に押入を備える。10畳間の北には縁を設ける。2室 の南面と西面に縁を巡らし、東寄りを玄関とする。建物西側には庭を配する。

土間部は、座敷部の10畳間に接して北寄りに板間と炉があり、さらに東に一段下がった板間がありこの北面を棚とする。これら板間の南側は土間で、曲屋の入隅南面を出入口とする。土間部東面に1間幅の下屋が付き、南隅に風呂場を設ける。建物東側には井戸が位置する。

②基礎・土間

礎石は自然の玉石とする。東の下屋の東及び北面は腰高の大谷石積みの基礎とし、風呂廻りはレンガ積とする。下屋部分の基礎は近年の改造と推定される。

四周の犬走りには縁石が廻り、土間部南側は2段程石が組まれる。土間は三和土仕上げである。

③軸部

柱寸法は、座敷廻りは約 12.5cm 角、縁柱は約 12cm 角、土間部は 10.5cm~12cm 角である。 8 畳間の床柱は見付のみ丸面とする。柱表面はカンナ仕上げが主であり、チョーナ(平刃)仕上げが 10 畳間北面、土間東面下屋境に見られる。

座敷の床組は1間毎に丸太の足固を梁間方向に架け、1/8間毎に根太を架ける。外周には基本的に土台を廻す。

4)造作

8 畳間と 10 畳間の内と縁側境,内外(一部北外面除く)に長押がつく。両室とも,南の縁側境の鴨居は 3 溝とし敷居は 2 溝とする。敷居含め当初は 3 溝であったと推測される。8 畳間の西の縁側境及び 10 畳間の北側境は,敷鴨居とも 2 溝である。

土間部北側の棚は2間幅で上下2段に分かれ引違板戸がつく。痕跡や施工の様子から後補である。

⑤壁·建具

畳敷の2室と縁の境は低い腰付の引違明障子が入る。2室間には現在建具はないが、同位置に使用されていたといわれる襖4枚が別箇所に保管されている。南・西の縁側外面には雨戸が入るが、南面はアルミサッシ戸が後に設置されている。畳敷と板間の境は引違帯戸、南の土間との境は低い腰付の引違明障子が入る。土間部の入隅南出入口は腰付引違障子戸で、東下屋の出入口は腰付引違障子戸が入る。その他に土間部奥の棚は引違板戸、土間部の窓はガラス窓であるが、土間南面の2窓については現状の破損が著しく仕様が明らかではない。

⑥軒廻り・天井

軒は茅葺の葺き下ろしである。土間部の西面は出桁の造りが見られる。

座敷の天井は棹縁天井で、10畳間天井面中央北寄りには箱状の煙出しがある。土間部にも囲炉裏上部に竹簀子天井が張られる。座敷部側にも天井板が見られるが、これは雨戸板の転用である。

⑦小屋組

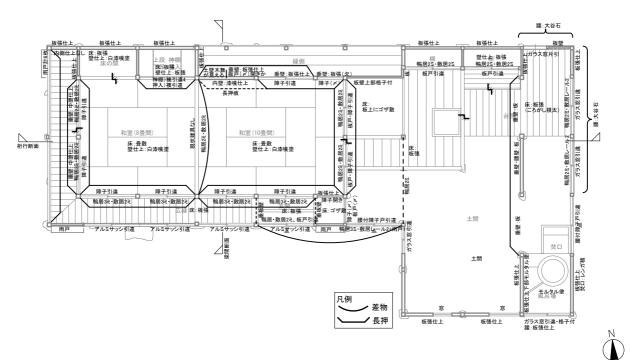
座敷部と土間部では小屋組を別にしており、土間部の方が棟を低くする。座敷部は、二重も しくは一重に梁を組み1間毎に扠首を組む。土間部は一重の梁上に扠首を組む。座敷部と土間 部の間は垂木・やなかで接続されている。

8屋根

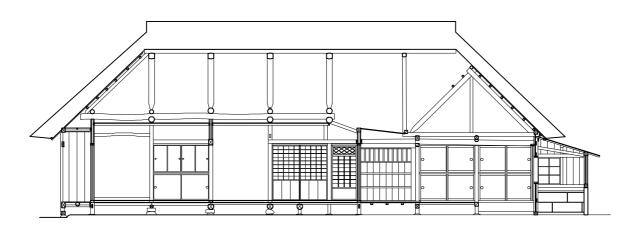
曲屋の寄棟造の形式で、茅葺である。現在は全体がシートで覆われている。棟は平成 18(2006) 年の写真から判断して竹簀巻である。

東の下屋は杉皮葺のようであるが、平成 10 年ころの葺替時の写真からは金属板葺のように見 える。

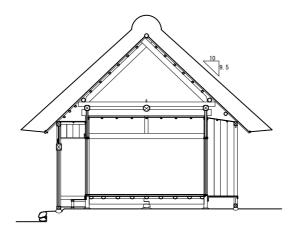
(参考文献:平成27年畑野経夫氏調査報告,平成28年(株)カナザワ建築設計事務所調査報告)



黒澤止幾生家 仕様 平面図 S=1:120



黒澤止幾生家 桁行断面図 S=1:120



黒澤止幾生家 梁間断面図 S=1:120

0 1 2 3 (m)



8畳間東から見る

8 畳間南西から見る



10 畳間西から見る



10 畳間南から見る



土間南から見る



風呂北から見る



北縁



南縁



西縁



東下屋 北から見る



東下屋大谷石積



座敷部小屋組 東から見る



座敷部南面軒



10 畳間入口 沓箱



土間入口



8 畳間 床柱・神棚



土間 囲炉裏

イ. 破損状況

①基礎・土間

周辺の土地は正面(南面)に向かいやや傾斜しており、礎石は正面側は材の浮きや崩れが見られ、背面側は土が被っている。東下屋と北縁の一部は軸部の改変や補強に伴い自然石でなくコンクリートブロック等が挿入されている箇所がある。焚き口のレンガも後補であるが割れている。

土間部は三和土の仕上げであるが南入口と北の板間の間,東中央辺りは旧礎石痕か不陸が著しい。



土間入口前



土間カマド前



土間部棚北面 後補土台とコンクリートブロックの礎石



風呂焚き口

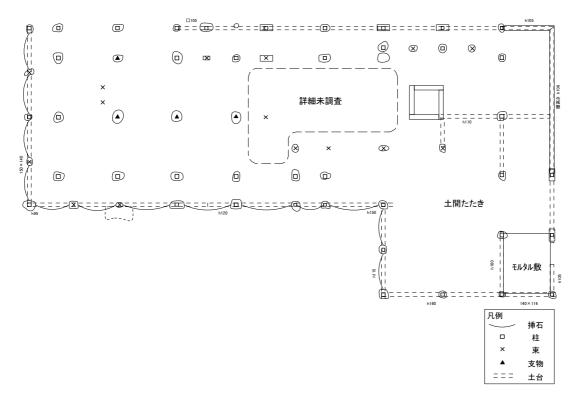
2軸部

床下は湿度が高く、土台に腐朽が見られる。特に土間部南側は顕著である。

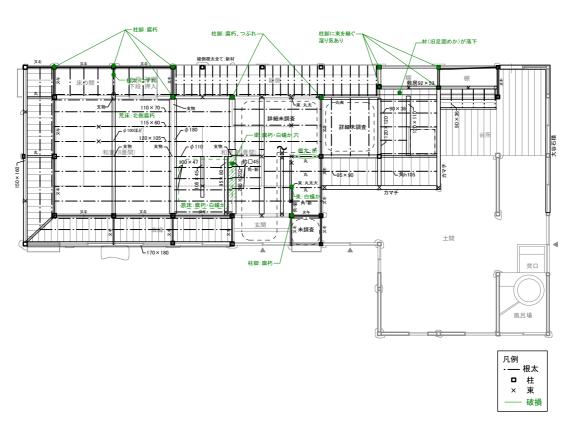
本調査では 10 畳間と 8 畳間の一部の畳をはがし床組を確認をした。10 畳間は床梁・足固めにも腐朽・蟻害が見られる。またいずれの場所も床梁下には後補の石や木材の支物が入れられており、補強や部材の交換も見られる。

柱は特に背面(北面)は全面的に湿気を帯びており腐朽が見られる。他に数箇所の礎石設置面に潰れが見られ、土間部の棚の柱は足元を継いでいる。風食は座敷部の縁側柱外面、縁側と室境の柱外面、座敷部と土間部境の東面、東下屋と土間部境の柱一部の東面に見られる。

柱傾斜を計測したところ,座敷部は北西方向に傾き,土間部は右回りにねじれて傾きが著しい。不陸は,縁側と座敷廻りが下がっていた。

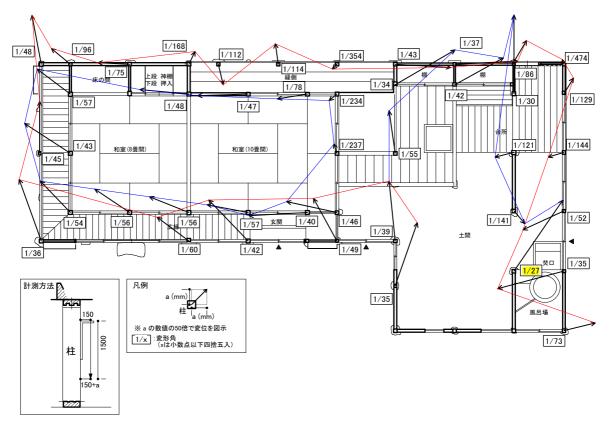


黒澤止幾生家 基礎伏図 S=1:120

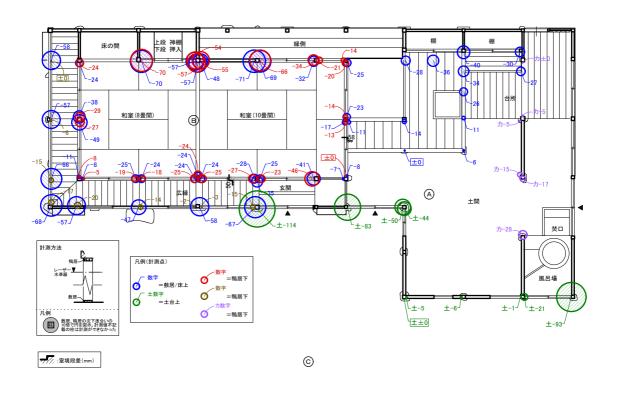


黒澤止幾生家 床組伏図 S=1:120





黒澤止幾生家 傾斜 平面図 S=1:120



黒澤止幾生家 不陸 平面図 S=1:120





8 畳間・10 畳間境北面柱下部 腐朽



主屋・土間境、北縁・室境柱下部 腐朽



8 畳間下 支物



8 畳間東側 根太



南縁下



10 畳間西側 床梁 空洞



座敷部南面土台 風食



北西角 柱・土台 腐朽





土間部南西角 土台

土間部南東角 土台



座敷南鴨居3溝

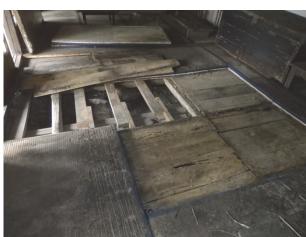
③造作

敷鴨居には軸部と連動して不陸が起きている箇所があり、床の間の床板や土間部の床板にはずれ・たわみも見られる。

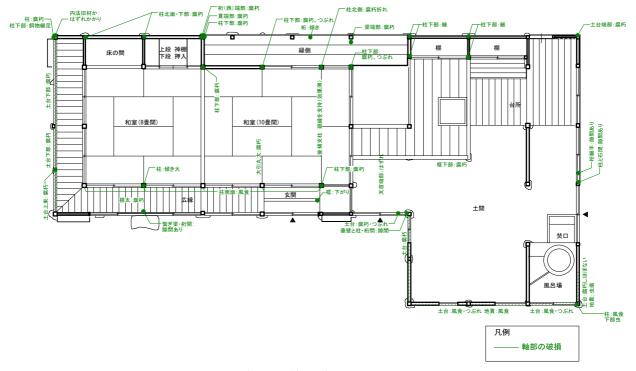
座敷部の畳は全体的に汚れ、湿り気があり、特に 10 畳間は荒床も腐朽・白蟻害が発生しており一部敷居にも生じている。



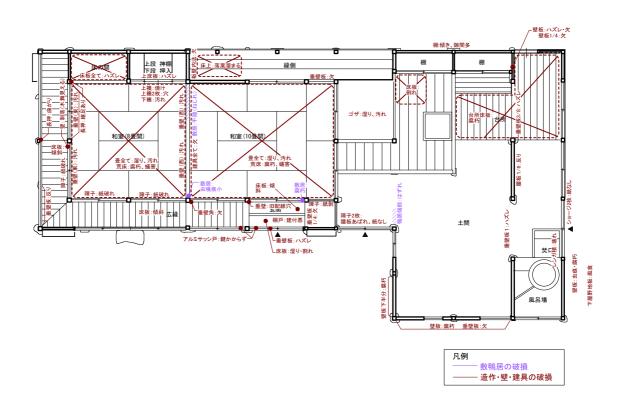
土間部棚前 板床(一部はがした状態)



10 畳間西側 畳と畳下



黒澤止幾生家 破損(軸部) 平面図 S=1:120



黒澤止幾生家 破損(造作) 平面図 S=1:120



④壁・建具

基本的に座敷部は土壁で、土間部は板壁である。座敷部室内は土壁に漆喰塗であり、8 畳間には漆喰に汚れが見られる。10 畳間は近年塗替か上塗りされ汚れがない。板壁は全体的に経年の割れや反り、腐朽が見られる。特に曲屋の南面の板の欠損は著しく、現在は屋根同様シートで包まれている。建物北面の壁部分は板張りであるが、機械製材の痕が見られる。

建具は意匠に一貫性がなく、変更・後補が加えられている。ハメ殺しの建具は後入れと思われる。障子は全体的に紙の破れや腰板、ガラスの割れが見られる。縁外側南面はアルミサッシ戸が入るが、雨戸が入っていた。座敷と縁側の境は障子の引違い戸が入るが、鴨居が3溝であることから当初は板戸と障子が入っていたと推測される。土間部北の棚は傾斜があり戸が動かない箇所がある。

2 室境に入っていたといわれる襖は寸法からも同箇所にふさわしい。幾重にも紙が貼られ、破れや取手の欠損が見られる。



8 畳間 小壁



8 畳間・10 畳間境に入っていた襖



北縁西端 土壁 剥落



後補のアルミサッシ

⑤軒廻り・天井

軒廻りは茅葺の縄に所々緩みが見られ、全体的に垂下している。特に北面は中央が大きく下がっている。南面の突出部はほぼ茅が欠失している。東下屋の裏板、垂木、木舞の特に南側に腐朽が目立つ。

天井は特に10畳間に腐朽、シミが見られ、たわみがあり、落下した茅が天井下から見えている。

主屋と土間の境にも天井板があるが、これらは雨戸板の転用である。



10 畳間天井 シミ



土間囲炉裏上 腐朽・汚れ



北側縁軒 垂木の折れ

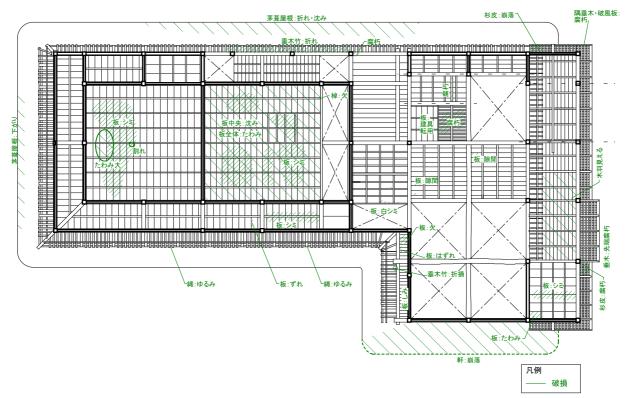


東下屋野地板 腐朽

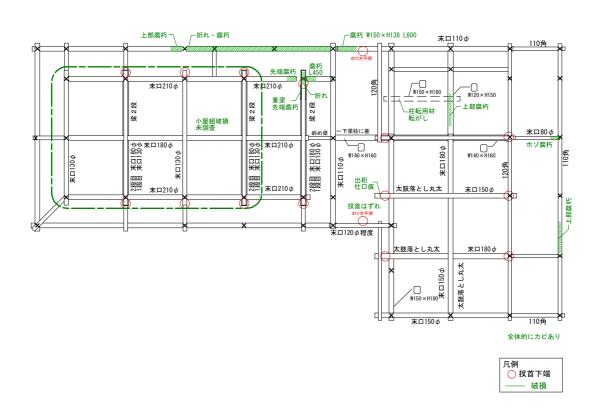
⑥小屋組

本調査では、小屋に上っての確認は安全上困難であったため、確認できた箇所のみ記す。

主屋と土間境の二重の梁の北端がいずれも折れている。そこから土間寄りの扠首は施工が不良で大きく傾斜し、南端部ははずれており、相手と推定される桁にも痕が見られない。そのため、やなか・垂木の部材と茅も歪んでおり、特にこの主屋と土間境が危険な状態である。現在は小屋組と軸部を支えるように、外周と主屋・土間境に鉄パイプの支柱が建てられている。



黒澤止幾生家 天井伏図 S=1/120



黒澤止幾生家 小屋伏図 S=1/120





座敷部小屋組東端 梁北側折れ



座敷部小屋組東端 梁北側・桁折れ 北から見る



座敷部・土間部境南扠首 端部はずれ



座敷部・土間部境北面 ヤナカたわみ



北側縁座敷部・土間部境 桁はずれ



10 畳間東半間つなぎ材



土間部小屋組 南から見る



土間部小屋組 西から見る

⑦屋根

寄棟造茅葺である。茅が半分以上落ち、特に土間南面は全面が落ちている。現在は雨漏り防止のため全体的にシートをかぶせている。



屋根 応急処置のシート



土間部南面中から 茅の落下



屋根北側 軒の下がり



座敷部棟 茅の落下

⑧その他

建物内には民具類がいくつか残っているが、出所は不詳である。長らく使用せず置かれており部材のはずれや木部に傷みが見られる。寺子屋時代のものといわれる机は風食が見られる。



土間部の農機具



8畳間の机など

9外構

建物周囲に犬走りが一周するが、建物北の犬走り縁石は埋まっている箇所がある。地面は南 方向に下がって傾斜するため南面に低い石垣が組まれているが、土間南突出部の角に崩れが見 られる。

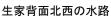
敷地北の斜面には一部崩落が見られ、斜面下の水路は土や落葉で埋まり機能していない。 また庭園内はしばらく庭木の手入れがされておらず、灯籠や社には破損が見られる。



土間部 南西角石積

生家背面 土砂崩れ







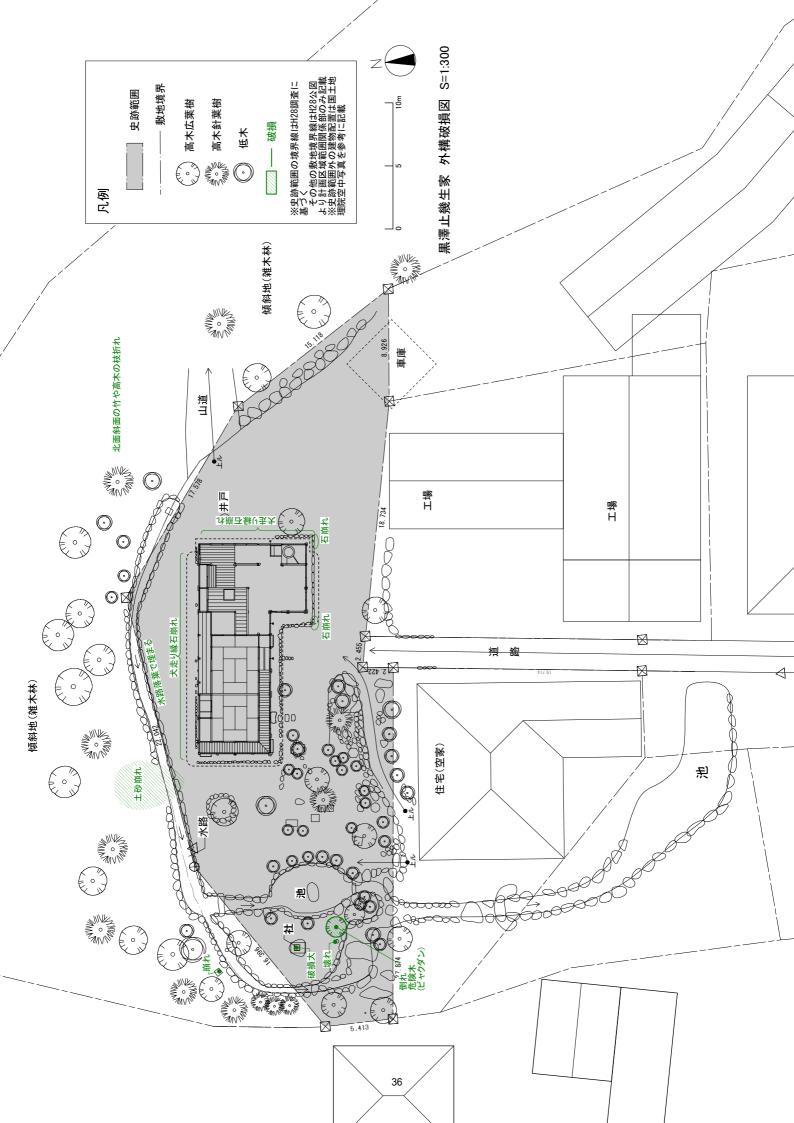
庭園 池



庭園の社



庭園の社



(2)管理状況

黒澤止幾生家は、初期及び止幾が生活する時代は住居兼修験道・神道関係施設、寺子屋として使用されていた。黒澤家子孫の居住が無くなってからは親族及び任意団体により管理され一般に公開をされていた時期がある。平成27年(2015)から城里町の所有となり現在に至る。公有化の時点で建物の破損は大分進行していたが、町は管理者として応急的に屋根破損部へのシートの設置、軸部への支柱の設置の処置等応急的な措置を行った。日常的には見回りや柵の設置を行っている。平成28年に町指定史跡に指定し、以降も建物・敷地の調査を進めている。建物は根本的な修理には至っておらず、現在も内部公開を止めている。

【管理の履歴】

昭和40年代まで 黒澤家居住

~平成6年 黒澤家による管理

平成6年 黒澤家及び任意団体ニューモラル21(後の黒澤止幾子顕彰会)による

管理開始。

平成6年~9年 ニューモラル21による屋根の葺き替え、一部木部修理。

平成19年 土地の所有者が変わる。

平成 26 年頃 生家建物の所有が黒澤止幾子顕彰会代表の大沢敏男氏となる。 平成 27 年 生家建物と生家の土地が町へ寄贈される。城里町の管理開始。

現在に至る。

2-2. 保護の方針

当該文化財は城里町の教育に大きく貢献した黒澤止幾の生家であることが文化財価値と指定理由の主幹となっている。よって黒澤止幾が寺子屋を行っていた時期(安政元(1849)年~明治23(1890)年)頃を保存修理と活用整備の対象年代の前提とし、うち、止幾が明治8(1875)年に終身禄を得て修繕を行った後(明治11年頃)を保存対象年代として以下のように部分毎の方針を設定する。

なお庭園は現段階では詳細調査まで至らないため、現状維持の方針とする。

(1) 部分の設定と保護の方針

ア. 保存部分

文化財としての価値を有する保存対象年代と推定される主要構造部及び通常望見できる範囲 (外観)の部分。

イ. 保全部分

保存対象時期より後に管理・活用・補強のための改変が行われていると推定されるが、全体と しての価値を損なわないため維持及び保全することが要求される部分。

ウ. その他の部分

近年の改修などにより文化財としての価値が低い,または失われている部分。活用又は安全性 の向上のための改変が許される部分

【部位の設定】

基準1:材料自体の保存を行う部位

保存対象時期と推定される部位。構造上問題のある部位を除く。

基準2:材料の形状・材質・仕上げ・色彩の保存を行う部位

保存対象時期と、保存対象時期の仕様を維持する後補材が混在する、破損に応じて取替える可能性があり、その際に形状・材質・仕上げ・色彩の保存と復原に努める部位。

基準3:主たる形状及び色彩を保存する部位

保存対象時期ではないが形状と色彩の保存に努める部位。

基準4: 意匠上の配慮を必要とする・近年改変されている部位

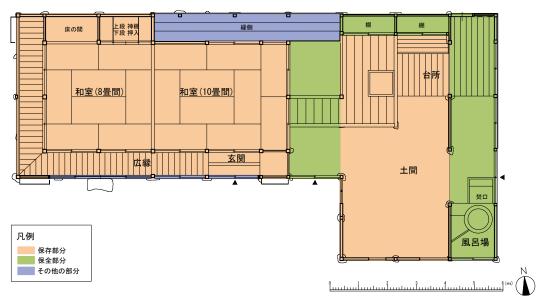
保存対象時期ではなく活用や補強のため変更の可能性があるが意匠上の配慮を必要とする部位。

基準5:所有者等の自由裁量に委ねられる部位

基準1~4に該当しない部位。

建物の各部について次のように設定をした。

(註:解体時の判明事項や材の状況に応じて変更の可能性がある。)



黒澤止幾生家 保護の方針

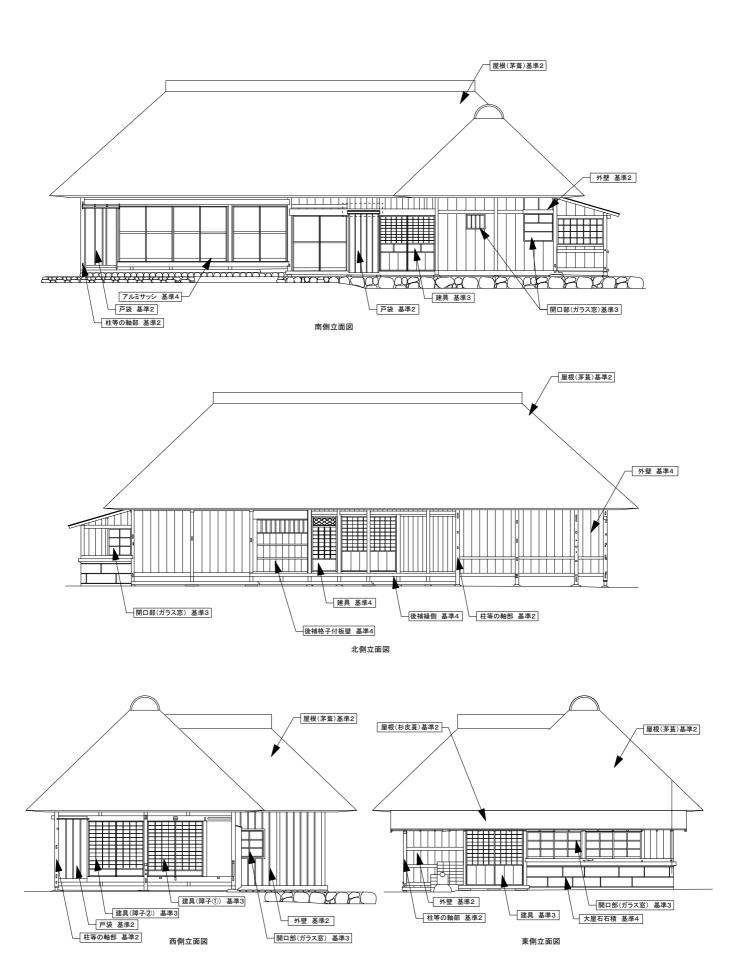
8 畳間・10 畳間

部位	基準	仕様	備考	
床	2	畳敷	定期的な取替必要	
壁	2	土壁漆喰塗, 板壁	当初材・塗替必要	
天井	2	棹縁天井 破損部は基準 2	当初材・一部取替必要	
建具	2, 3, 4	障子. アルミサッシ戸	一部後設年代不明	
照明	4	裸電球	後設	
主要構造	1, 2	木造	当初材	
縁 (北)	4		一部変更・後設か	

土間

	•		_
部位	基準	仕様	備考
土間	1	三和土	当初
床	2	板敷	修理必要
壁	2	板壁	修理必要
天井	2, 4	囲炉裏上竹簾は基準 2 座敷部土間部境は基準 4	竹簾は取替必要
建具	3	ガラス窓	年代不明
(窓)			
建具	2, 3	障子	年代不明
(戸)			
棚	3	2 段	設置時期不明
照明	4	ペンダント, スポット	後設
風呂	3, 4	長州風呂	現物は近年の作
主要構造	1, 2	木造	当初材

外観4面 保護の方針



2-3. 管理計画

(1) 管理体制

管理は所有者である城里町を主体とし、城里町教育委員会事務局を担当として対応を行う。文化財行政の強化を図り黒澤止幾生家の歴史や管理に精通し町内のその他の文化財建造物等の保存活用も兼務した学芸員等の人材を育成する。

日常的な管理についてはシルバー人材に保存環境や建築物の維持管理清掃の協力を得る。また 地域住民を中心とした案内ボランティア組織(グループ)の設立を目標として保存修理工事事業 期間中に近隣住民,これまで保存活動を行ってきた方々、地域おこし協力隊等の関係者との協議 を行い、見学者の案内を委託連携できる体制を構築する。将来的には業務委託、指定管理者制度 も検討する。

公開や管理方法は随時検討し改善を行う。

ア. 所有者の管理内容

- ・保存管理の年間計画の策定と実施
- ・保存管理の中長期計画の策定と実施
- 解錠 施錠
- ・建物状況の定期的な確認、修理の計画策定と記録の作成
- ・修理・整備業者の手配
- ・防災設備などの維持管理
- ・保護の方針に基づく関係機関との協議
- ・その他所有者の権限に基づく行為

イ、日常的な管理の管理内容

- ・清掃・除草・木々剪定
- ・防災・防犯の点検
- ・管理記録の作成
- ・来訪者の対応
- ・雨戸の開け閉め
- ・その他委託契約に基づく行為

ウ. 案内ボランティアの活動内容

- ・来訪者の案内
- ・案内ボランティア育成の協力
- ・解説板・資料作成の協力
- ・その他委託契約に基づく行為

工. 公開期間

公開は,通年 午前9時~午後4時半 週末を中心に週3日程公開を目安とし,事前予約の団体見学へは公開日以外(平日含め)も対応する。ただし,見学者の増加,管理体制が強化

された場合は公開日を増やすことを検討する。

※新規収蔵展示棟関連の管理計画については収蔵展示棟設計時に作成することとする。

(2)管理方法

ア. 保存環境の管理

部材の破損を未然に防ぐため周辺環境に対して行う行為を以下に記す。

1清掃·整頓

- ・公開日には開館前と閉館後に清掃・整頓を行う。
- ・年に数日は清掃・整頓を強化し行う。

②日照·通風

- ・日照を得やすいよう、建物に近接した植物を剪定する。
- ・公開時は建具を開放し通風を行うよう努める。

③虫害と腐朽の防止

- ・公開時は湿気がこもらないよう通風に努める。
- ・床下の通風のため、縁廻りを除草し、木材などを放置しないようにする。
- ・蟻害の痕跡がないか定期的に床下を目視点検する。

4除草・樹木の剪定

- ・②③の理由に加え、見学ルートの歩行しやすさに配慮して除草、剪定を行う。
- ・樹木の特性に配慮して剪定を行う。

⑤風水雪害

- ・荒天の際には雨戸を閉める等事前に対策を行い、事後に破損箇所の有無を点検する。
- ・城里町の垂直積雪量は30cmであり多雪ではないが、積雪の際は雪かきを行う。

⑥防犯・事故の防止

- ・公開時間外は施錠し、貴重品は館内に放置しないようにする。
- ・近隣住民とのコミュニケーションを図り情報交換に努める。

⑦記録の作成

・公開時の管理者は管理の活動や来場者の情報を記録し、城里町教育委員会へ提出する。

イ、建造物の維持管理

維持管理に当たり、建造物の部位に対しては以下表の行為が考えられる。

補修を行う場合は必ず記録をとり、今後の保存修理の参考とする。また修理に伴い取り外された保存古材は保存に適した建物内に保管し、目録を作成すること。

部位	維持管理の行為	修理届を要しない小規模な修繕
外構及び基礎	・縁石のずれを点検	・縁石のずれの補修
	・排水溝の掃除	
	・雨落ちの清掃	
土間	・割れや凹凸の傷みを点検	・土間上の凹凸の補修

縁廻り及び床下	・除草	
	・通風の確保	
	・蟻害の有無の点検	
外壁	・板壁の割れや腐朽の有無の点検	・土壁の亀裂等の軽微な補修
	・板壁が接する部材との間の隙間の有無の	
	点検	
内壁,天井	・土壁の亀裂, 崩落, 剥落の有無の点検	・土壁の亀裂等の軽微な補修
	・天井の割れや腐朽の有無の点検	
	・雨漏りの有無の点検	
床及び畳	・傷,摩耗,たわみの有無の点検	・畳の同等品への交換
	・掃き掃除・拭き掃除	・床板の割れ等の軽微な補修
屋根	・雨漏りの有無の点検	・定期的な差し茅
	・茅葺表面の状態の点検	
建具	・金具類の手入れ	・障子紙の張替
	・建付,開閉の点検	
その他		

(3)管理上の留意点

以下の点にも留意しながら管理を行う。

- ・重量物を内部に持ち込まない。
- ・展示物の設置は部材を傷つけないよう配慮する。
- ・物を移動する際は部材に衝撃を与えないよう注意する。
- ・火気や水を多用する行為を避ける。

2-4. 修理計画

(1) 当面必要な維持修理の措置

- ・全体的な破損が著しいため全解体による保存修理工事が必要
- ・耐震・耐風診断を踏まえた設計による補強
- ・消防設備の整備・設置

(2) 今後の保存修理計画

黒澤止幾が寺子屋を行っていた時期(安政元(1849)年~明治23(1890)年)のうち、止幾が明治8(1875)年に終身禄を得て修繕を行った後(明治11年頃)を保存対象年代とし、保護の方針に基づき、文化財の価値を守りながら保存修理の計画を行う。傾斜等の劣化が顕著であり、耐震・耐風的にも不安があるため、診断を行い、適切な補強を同時に行う。近年に改変された箇所は旧態が明らかな場合は復原を検討し、付加された箇所は活用状況に応じ撤去を行う。

また茅葺については差茅を含めた中期的な計画を立てる。

第3章 環境保全計画

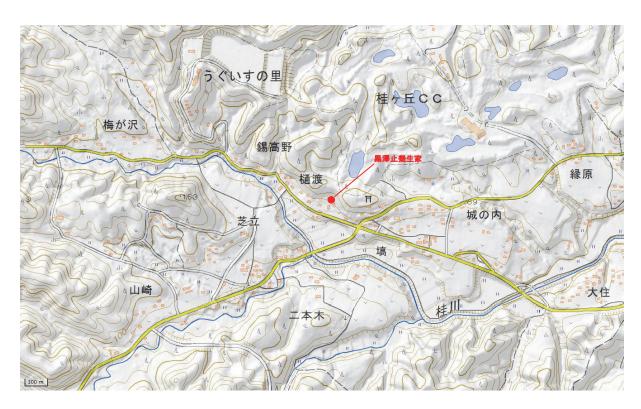
3-1. 環境保全の現状と課題

(1) 現状

ア. 周辺環境

黒澤止幾生家が位置する錫高野地区は西半分と南半分を山林とし、東北部は主に黒澤家を含めた民家及び田畑によって集落が形成されており、東北部の北側はゴルフ場の敷地と運動場を有する城里町総合野外活動センターうぐいすの里が位置する。

史跡黒澤止幾生家は南面の県道から導入路を経た小高い土地にあり、敷地の北側と東側は傾斜でさらに高い位置に山林とゴルフ場がある。史跡の南東の山林には昭和11年(1936)に建立された黒澤止幾子の顕彰碑が立つ。敷地から南には水田を望み、さらに南には丘が位置する景観に優れた立地である。この南に見える二本木地区の丘を地元では「紫雲山(しうんさん)」と呼ぶが、現敷地に移る前に黒澤家が居住していた土地と言われており、現在でも墓所が残る。なお現黒澤止幾生家の周辺は屋号の「亀沢山(きたくさん)」及び亀沢(かめざわ)と呼ばれる。



黒澤止幾生家周辺地図(国土地理院地図を一部加工)



生家から南の風景



生家南東の建物と道 生家から見る



中央の道から生家を見る



生家から南の紫雲山を見る



南の道から史跡方向(北)を見る



中央の道から池を見る



史跡南東の山道入口



顕彰碑

イ. 敷地

黒澤止幾生家は傾斜地にあり、土留めには石が多く用いられている。史跡の中央に生家建物が位置し、生家西に庭園が位置する。史跡内の石については、建物の礎石や軒内の沓脱石、大走りの縁石は変成岩系の石である。また敷地北の排水路の起点、建物正面の土留等に、一部変成岩が混ざっている。敷地東側は地形を切り、土留として石積みをしたようである。敷地北側の排水路の土留及び縁石や、建物南側の土留等には、モルタル詰めによる補強が施されている。また建物正面や敷地西側正面には、縦・横約1m、高さ6、70 cmの石(約1トン)を据えている。

北側斜面からの雨水は、北面斜面下に敷地北東を起点とした排水路を通し西の庭の池へと流れる。2段で、水が2手に分かれるように積んでいる滝を経て南側の池へと流れる。東斜面及び生家屋根からの雨水は、水路がなく自然にゆるやかな敷地内の傾斜を南へ流れる。

1970年代の空中写真から見て敷地に生家建物以外に目立つ建物はない。聞取り調査によると、昭和57年(1982)に敷地北の斜面土留と排水路の縁石、敷地西よりの池と滝、庭石、建物正面の敷地土留、犬走り縁石の増設、また同時期に南側の住居建築と工場建築の整地など全体的な大規模整備が行われた。庭園には整備時の記念石がのこる。それ以前は道路までの南側敷地は田畑が広がり、生家西に小規模の堂と書庫、また生家東側に鶏小屋や離れの便所があった。整備時、岩船山から石が持ち込まれたという。

この頃の黒澤家の敷地範囲は計画区域の範囲であったと言われる。



造園時 1982 年の記載がある石碑 (庭園内に位置)



史跡南西から庭園を見る



史跡南の斜面地



庭園内の池



水路(生家北) 水路(庭園北)



1975年の黒澤家敷地周辺 (国土地理院空中写真)

ウ. 庭木

前述のように庭は昭和57年(1982)に大規模な変更が行われているが、現状を記す。

庭木において、生家建物正面西寄りのヒョクヒバは高木(高さ約10m、但し芯が留められている、目通り幹周約1m)であるが、成長が遅い樹種であるため古い木であると言える。ウメ、ツバキ、ナンテン、ツツジ、キンモクセイ、サルスベリと、花の咲く樹種が建物の廻りに植えられている。特に、書院座敷正面の縁近くのサツキツツジとその玄関寄りのナンテンは特徴的な配植で、女性らしい植栽と言える。幹の太さから判断して、ヒョクヒバやアイグロマツ、ツツジ類、キンモクセイなどは黒澤止幾時代の植栽と推定される。止幾の手植えと伝わる建物正面のマツは、アカマツにしては葉が硬く、アカマツとクロマツの交配種であるアイグロマツである。

止幾による日記や和歌の文書には庭のマツ, ウメ等の植物についての記述が多く見られる (巻末資料参照)。また聞取り調査から昭和中期頃の敷地の様子が明らかであり, 庭のビャク ダン, ウメ, 止幾の手植えと伝わるマツ, 生家東のカキについては整備前からあったことが わかっている。また聞取り調査と古写真(巻末資料)からかつて史跡南西寄り正面にバショウが植栽されていたことがわかる。これは文人が好む植物である。

昭和57年の工事で重機を設置したと推定される場所に植栽されているウメの古木は、工事時に移植されたようである。



止幾の手植えと伝わるマツ



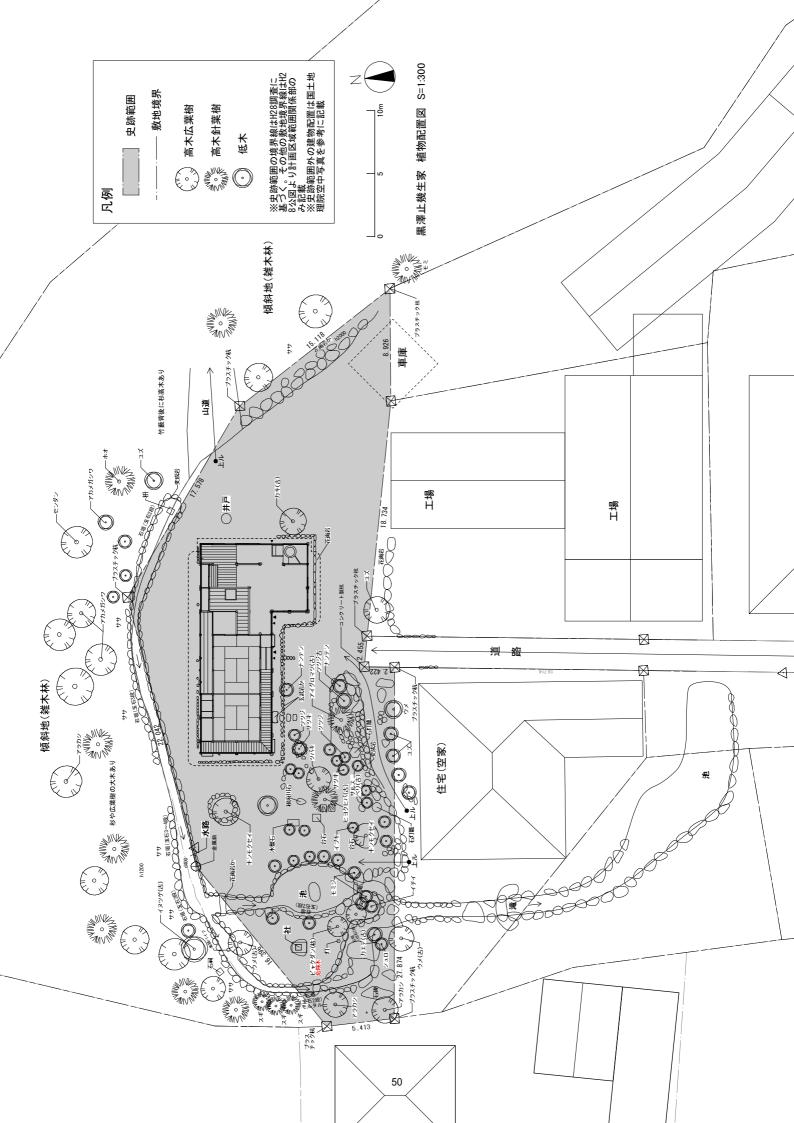
ヒヨクヒバ(中央)



生家東のカキ (手前)



史跡南西のウメ



(2)課題

ア. 安全面

史跡は北面と東面に山林の傾斜地を持つが、生家より北西の一部が東北地方太平洋沖地震 (2011) 時に崩落をしており、今後も雨天時や地震時に土砂災害が起きる危険性がある。法や 条例に基づき、変更の規模や危険度に応じて擁壁の設置が必要である。

また植栽を応用した崖面の補強は以下の方法が考えられる。

史跡背面斜面地にアカメガシワ(赤芽柏)の実生が伸びてきているが、これは既存木の樹冠に覆われていない明るい場所に出やすい樹種である。アカメガシワを抜いて、斜面下部の土砂が流れないように土留めをして低木か地被植物を植えて養生し、斜面地の崩れた土砂は取り除き、昭和57年の石積整備を活かして、さらに土砂が崩れぬよう、アズマネササが出ていればそれを広げると効果的である。

斜面地の林は、湧水の涵養林であり、また防風林でもあって、屋敷地の構成要素として建 物や庭園と一体的に保存・整備する必要がある。

また生家建物自体は低層であるが、生家近くの庭木の落雷の危険性がある場合は周囲の高木(モミかスギかアラカシか)に避雷針を設置する。

イ. 機能面

建物北側の斜面下の水路は西の庭園の池へ続くが、土と落葉で埋まり現在は機能していない。水が流れるようこれらの蓄積物を取り除く必要がある。また現在の南の池部分はかつて田んぼであったが、その後、防火用水となり昭和57年整備にて現状の池になり、平成21年(2009)頃までは南の池から排水路(生家北東)まで水を機械で循環していたという。斜面地との境界に枡があるが、井戸を除くと比較的水位が高いので掘れば水が湧く可能性はある。史跡東と生家屋根からの雨水も排水経路が定まると管理を行いやすい。

ウ. 景観

生家は敷地南側を入口とするが、現在南側に建築物が建つ。生家と庭園の姿が南から見え、また生家からも南側の旧居住地・田畑の景観を望めるようになるとよい。

また庭園の樹木はしばらく専門家の剪定が行われておらず荒れているが、適切な剪定を施 し、公開が行われ剪定されていた平成10年代の写真のような明るい雰囲気の庭園にする。

3-2. 環境保全の基本方針

黒澤止幾生家の敷地は山林に囲まれ、庭園を有し、景観は緑に溢れ、山村の佇まいを維持している。安全性の確保や活用のための整備の際、こうした良好な自然環境と文化財の価値を維持しながら行うことが必要である。

庭園については基本的に現状維持とし、昭和57年の庭園整備については水の動線など本来の敷地構成の骨格を活かしたものなので、これを活かした整備を行う。測量や植物、庭石の詳細な調査を行い、保全を行う。

生家南の敷地についてはかつては田畑であった。道路から、また生家からの景観を取り戻すよう努める。

3-3. 区域の区分と保全方針

(1)区域の区分

ア. 保存区域

町指定文化財として指定されている区域を対象とする。原則として新たに建造物等を設けず,土地の形質の変更は防災上必要な場合に限る。

イ. 保全区域

歴史的な景観や環境を保全する。区域内の建造物等の新築・増改築及び土地の形質の変更は、原則として当該文化財建造物の管理もしくは防災上必要な場合に限る。

ウ. 整備区域

活用のために必要な施設の整備を行うことのできる区域で、状況に応じて建造物と一体を成してその価値を形成している土地として指定されている土地の一部を含むことができる。

エ. その他

計画区域の実情に応じて自然環境保全区域などを設定する。

(2) 各区域の保全方針

ア. 保存区域

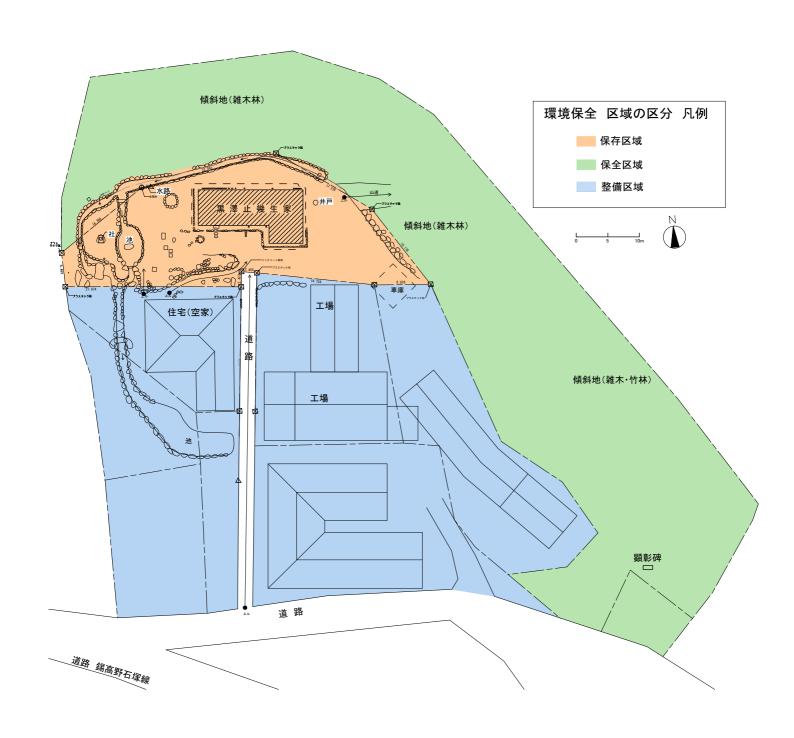
現状維持に努め、建物の新築は行わない。

イ. 保全区域

保存区域の背後に存在する景観上重要な区域である。現状の山林を活かしながら安全性を 高めるため整備を行う。

ウ. 整備区域

公開に伴って来場者・管理の利便性を図り、駐車場を整備し、収蔵・展示棟を設置する。 文化財指定範囲の前面に位置する区域であるため、新設物また植栽などは生家や自然景観を 損ねない一体性のあるものとする。



黒澤止幾生家 環境保全 区域の区分 S=1/600

3-4. 防災上の課題と対策

(1) 防災上の課題

ア. 城里町における治山治水計画

城里町の防災計画については城里町防災会議「城里町地域防災計画」(平成 30 年改訂)に 記されている。以下同資料からの抜粋である。

「城里町は総面積の 60%を森林が占めており, 那珂川支流の多くの下線が起伏の激しい地形を作り出している。このため, 台風や豪雨による山腹の崩壊等災害の危険性が増大する傾向にあり, 治山施設の整備が急務となっている。

また、本町の河川は、那珂川、藤井川や農業用排水路などの水路が網の目のように町内を 貫流していることから、豪雨などにより河川が氾濫し、家屋が床上浸水、床下浸水が発生す ることが予想される。

このため、町は国、県及び関係団体と協力し、治山治水対策事業等の予防対策を講じると ともに水戸地方気象台等との連携を密に図る。」

イ. 洪水・土砂災害の恐れ

当地域での自然災害としては台風,大雨,大雪,震災の災害が想定される。

黒澤止幾生家敷地は国土交通省関東地方整備局常陸河川国道事務所作成の浸水想定範囲には含まれておらず、土砂災害警戒区域・土砂災害危険箇所にも含まれていない。当該敷地は河川から離れているため、川の氾濫による洪水・土砂災害の被害発生の可能性は低いが、建物北・東が傾斜地のため雨天時に上方からの流水・土砂の流れ込みがあり得る点に注意が必要である。

ウ. 危険倒木の有無

敷地内や周辺には年月が経ち成長した樹木も存在する。池西側のビャクダンが枯れて倒れ掛かっているため伐採の必要がある。このビャクダンは昭和57年の整備前からあったと言われている。伐採した幹の材は起源を推定するため保管をする。

(2) 当面の改善措置と今後の対処方針

日常的に気象状況を把握し事前の対策を行い、事後は被害状況の把握と対応に努める。

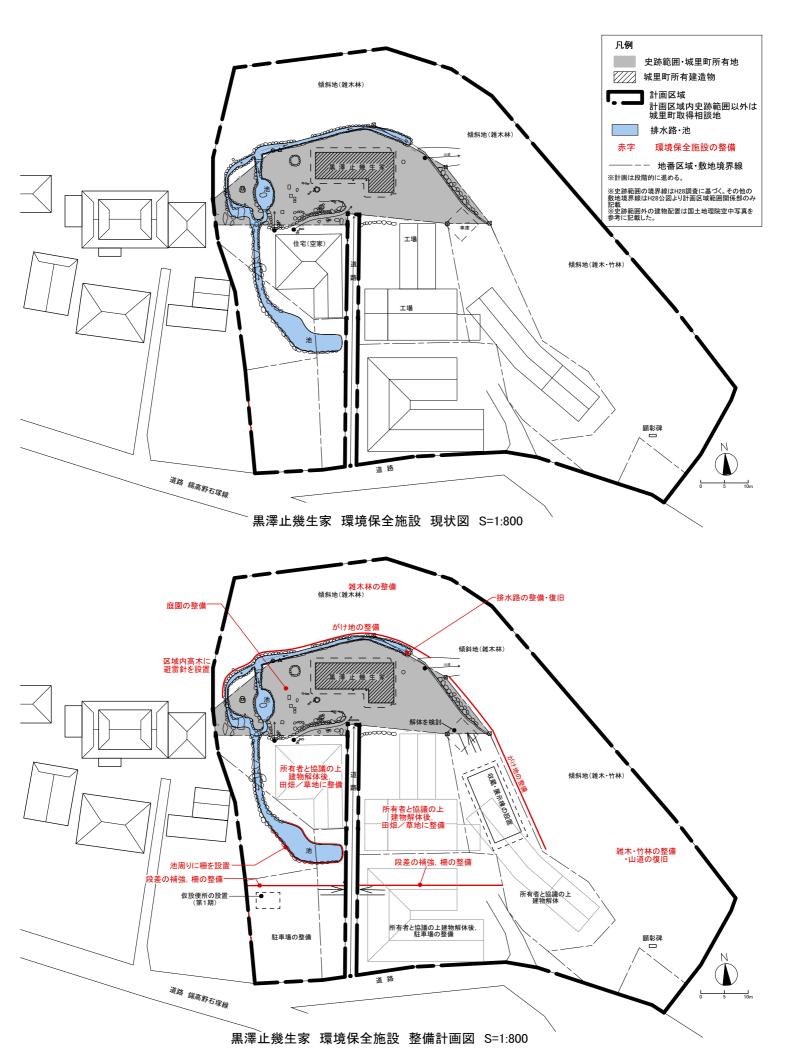
(3)環境保全施設整備計画

ア. 斜面地の補強・擁壁

法・条例に基づき必要に応じて擁壁を設ける。擁壁以外の斜面地は植物による補強を行う。 仕様,色などは景観に配慮し選択する(3-1(2)ア参照)。

イ、保護・安全のための柵

池の保護, 安全確保のため池の周りに柵を設置する。



ウ. 排水施設

現在の排水路,池を活かしながら整備計画を行う。斜面地からの水の生家建物への流れ込みがないよう,排水路の掃除に努める。(3-1(2)イ参照)

工. 防火対策

計画区域内の高木に避雷設備を設置する。建物からの出火、周囲からの建物への引火を防ぐため、建物周囲は掃除し、常に整頓するよう心がける。

(4) 周辺樹木等の管理

- ・生家建物に隣接する樹木は倒木など建物へ被害を及ぼさないよう剪定する等の管理を行う。 斜面地の林も建物に被害を及ぼさないよう同様に管理を行う。
- ・弱っているまたは罹災した庭木は必要に応じて専門家の診断を行い,回復や伐採などの対策 を施す。
- ・排水路が機能するよう定期的に清掃や点検を行い、大雨や台風の後も問題がないか確認を行 う。

第4章 活用計画

4-1. 公開その他の活用の基本方針

本計画では黒澤止幾生家の公開活用について基本方針を以下のように定める。

①黒澤止幾の生涯の継承の場としての一般公開

日本初の女性教師の一人で当地域の教育に貢献をし、水戸藩 9 代藩主斉昭公の雪冤行動で知られる黒澤止幾が生活した場所として、止幾の功績と止幾が生きた時代を伝える場として公開する。

②当地域の伝統的な民家とその生活を体験する場としての一般公開

生家は当地域の近世民家の典型である分棟型民家の流れを継承しているため当地域の近世 〜近代の人々の生活様式を体験する場として公開する。

③生涯学習機関との連携による郷土史・自然学習の場としての活用

良好にのこる自然景観とともに地域の歴史を伝える学びや情報発信の場として、町内の生涯学習機関や他施設との連携を図り活用する。

④地域住民の交流の場としての活用

地域の交流促進の場として地域住民の活動に活用する。地域住民と協力し、より地域に根付いた場所として育むことを目標とする。

4-2. 公開計画

(1)敷地・建造物の公開計画

敷地は計画区域内を公開の範囲とする。建造物は生家建物の内外を公開する。生家建物内は 展示見学を行い、史跡範囲の庭園、計画区域内屋外は散策をしながら見学できる場とする。広 い世代の人々の交流ができる場としての活用を目指し、地域住民や町内や近接する地域の施設 や団体と協力し相乗的で持続性のある活用方法を随時検討する。

以下に公開・活用の各項目の内容を記す。

ア. 黒澤止幾の教育者としての生涯の継承の場としての一般公開

寺子屋として利用された主屋の座敷を公開する。管理者による案内に加え、専門家を招いての講演や日常管理者によるガイドツアーの開催を検討する。

イ. 黒澤止幾の生活の場・当地域の伝統的な民家とその生活を体験する場としての一般公開 黒澤止幾の生活の場として公開する。当時の生活や、土間、囲炉裏等の使用方法の案内、 昔の生活のワークショップを行う。日常管理者による案内に加えガイドツアーや地域の年長 者の話を聞ける催しを検討する。地域の伝統行事を開催し、建築された時期の生活方法を再現する。



国登録有形文化財 島家住宅

歴史的建造物としての価値に着目する場合, 近隣の歴史的な民家との協力体制も考えられる。例えば,黒澤止幾生家と同様に現状曲屋の 形式を持ち,現在地域おこし協力隊が主体的に 関わるイベント開催や地域住民の様々な活動 の場に利用されている町内の国登録有形文化 財島家住宅と連携した展示や案内を行うこと で,近隣地域の伝統的な民家の認知度も高め, 活用と保護を促進させるきっかけとなること が考えられる。

島家住宅の活用例:アート作品展示,こんにゃく作り 体験,ライトアップ,映画上映等

ウ. 生涯学習機関との連携による地域学習・体験学習の場としての活用

町内の教育機関の校外学習の場として、過去の生活の体験や自然観察、地域住民との交流などを通して郷土の文化を学ぶための利用を図る。また郷土史や自然環境などの調査研究の場としての利用を図る。

エ. 地域住民の交流の場としての活用

当地域での伝統行事や地域住民や町民団体の集まりの場として利用する。当初の寺子屋の 用途を継承し、近隣の子供達の放課後や長期休暇時の勉強や遊びの場としての利用も目標に する。

ア, イの通常時の一般公開期間は 午前9時~午後4時半 週3日ほど公開を基本し、団体 見学に対してはその他の日も対応する。ウ, エは平日を中心に、また行事への利用は一般公 開日と合わせての開催も行う。

(2) 関連資料等の公開計画

現在,黒澤止幾の生家に存在した文書等の資料は,一部は町と旧管理者に保管されており, その他,茨城県立歴史館,茨城大学にも所蔵されている。生家内では資料の展示・保管の空間 が限られていることから,新たに収蔵・展示棟を整備し,展示テーマ毎に資料の借用も検討し て展示を行う。

(3)交通

現在黒澤止幾生家へは公共交通機関での訪問が難しく、自家用車が主な手段である。主要道路への案内板の設置やツアー開催を検討し、町外の人々も訪れやすい施設となることを目指す。

4-3. 活用基本計画

- (1)計画条件の整理(関係行政機関との調整事項)
 - ア、主に関係する遵守すべき法規・条例など
 - 文化財保護法
 - 城里町文化財保護条例
 - 茨城県建築基準条例
 - ・建築基準法ほか関連法令
 - ・消防法ほか関連法令
 - 城里町宅地開発指導要綱

イ. 関連計画

以下はそれぞれ関連する計画からの関連項目の抜粋である。

①「第2次城里町総合計画 平成28年3月」

(基本構想:平成28年度~平成37年度,前期基本計画:平成28年度~平成32年度)

- · p. 14 基本理念
- (略)城里町は、農林業を主体とした産業構想と、それと調和した地域形成を図ってきました。町内では評価の高いコメの生産、お茶の栽培・製造が永らく続いており、林業については政府の施策で付加価値産業化が図られようとしています。このような地域性を踏まえ、本町にとって「田園環境」の保全は重要なもので、そのためには「環境」、「景観」、「歴史・文化」を重視すべきと考えます。(略)
- ・p. 17 まちづくりの基本方針 ④人と文化を育む人間性豊かなまちの実現《教育・文化》
- (略) <u>これまで育まれてきた地域文化を守りながら</u>,地域の歴史・文化を保存していくとともに 郷土愛を育み,地域に根差した新しい文化の創造や,町民の主体的な芸術・文化活動を積極的に 支援していくなど,「人と文化を育む人間性豊かなまち」を目指します。
- ·p.36 第1章 第6節 景観の形成
- (1) 自然景観の保全・活用

<u>ふるさとの原風景である良好な自然・田園景観を保全するとともに、観光や広域レクリエーショ</u>ン活動の場として積極的に活用していきます。

(2) 地域特性を活かした景観の形成

<u>地域の風格や歴史を感じさせる町並み景観や、バイパスの沿道などの沿道景観、里山に抱かれた</u> 落ち着きのある集落景観など、地域の特性を活かした景観の形成を図ります。 ・p. 63 第3章 第3節 観光・レクリエーションの振興 基本方針

既存の観光資源を活用したイベントの開催や自然を活かした体験観光、農業をはじめとする地域 産業との連携など、常北・桂・七会の3つの地域の特性を活かした観光・レクリエーションのネットワーク化を図り、魅力ある交流空間づくりに取り組みます。

(1) 観光資源・施設の魅力ある多様化

豊かな水辺や緑空間,歴史・文化などの地域資源や既存施設を活かし,常北・桂・七会の3つの地域の特性を踏まえた相互の役割や関連性を考慮しながら,観光拠点としての魅力化と多様化を図ります。

(3) 観光 P R と集客方法の多様化

全町に整備されたブロードバンド環境を最大限に活用し、観光資源や施設などのPRや広域ネットワーク化、魅力ある観光イベントの展開、観光ボランティアの育成などにより、積極活動に取り組みます。また、歴史・文化的資源や景勝地の指定、伝統工芸品や特産物のPRなど、拠点施設や地域資源をつなぐ観光ネットワークづくりを推進します。

- ・p. 70 第4章 第1節 ともに社会を生き抜く力を身につける教育
- (1) 城里町を支える人を育てる教育の推進

城里町教育大綱(教育の基本理念)の町民への周知に努めるとともに、児童生徒が、<u>郷土愛を育み</u>, <u>ふるさとに誇りを持ち</u>, 地域社会の一員としての自覚が持てる教育を推進します。(略)

・p. 76 第4章 第4節 郷土の文化の継承と文化財の保護 基本方針

各地区に受け継がれている郷土芸能や地域文化を町民に周知し、継承と保存を支援します。町の 有形・無形文化財の積極的な保護・保全に努め、町内外に向けて PR します。

- (1) 地域文化の伝承
- (略) <u>黒澤止幾など町の歴史上の偉人や地域に残る伝統工芸などについて、資料等を活用し積極的に周知を図り、観光と連携し地域振興に積極的に活用</u>していきます。
 - (2) 文化財の保護とPR

<u>庁内にある文化財の保護・保存に努めます</u>。また、町の重要な文化財を文化財として指定し、長く後世に引き継いでいきます。埋蔵文化財分布地図や<u>文化財ガイド等の史料の発行や指定文化財の</u>案内看板の管理を行い、各種媒体を活用し、町内外に向けて周知を図ります。

②「城里町地域防災計画」平成30年11月改訂

・p. 風水害 9 5 文化財保護〔教育委員会〕 <u>防災施設・設備(収蔵庫・火災報知器・消火栓・貯水槽・避雷針)の整備に努めるとともに、文化財の所在の明確化及び防災のための標識等の設置</u>を図る。

※また城里町災害対策本部組織の文教班(教育委員会)の分担として,「13 文化財の被害調査, 14 文化財の応急・復旧対策に関すること」が挙げられている。

(2)建築計画

ア. 平面計画

計画区域内の史跡の生家建物と庭園に南側敷地と顕彰碑,収蔵展示棟を含め見学ルートとする。生家建物の望見可能な範囲は建物外部全てである。

一般公開時には、建物及び敷地そのものの良さを体感できるように努め、必要に応じて資料や解説板の展示を行い、黒澤止幾の功績や当地域の歴史を紹介する。座敷部の座敷は寺子屋であった空間を体験できる場所とし、神棚には生家が所蔵する札等を置く。土間部は止幾の時代の生活の様子が体験できる場とする。土間部については活用を行いやすいよう台所部に流しを設ける。イベント開催や地域住民の集まりの際には建物全体を利用する。

イ. 施設等整備計画

保存管理,公開・活用に係る施設・整備を記す。いずれも安全を確保しながら外観は史跡 や周囲の自然景観を阻害しない文化財にふさわしいものとする。環境保全に係る設備は第3 章環境保全計画,防災に係る施設は第5章防災計画に記す。

1)駐車場

現状黒澤止幾生家専用の駐車場がないため整備する。駐車しやすいよう道路からの段差がないよう、自動車数台と、団体用バスが駐車できるように整備する。車いす利用者用の 駐車場も設ける。

②収蔵・展示棟

将来的に黒澤止幾や生家関係の文書等の資料を収蔵し、黒澤止幾や当地域の同時代の歴 史について展示できる施設を設ける。トイレを建物内に設置する。

③見学ルート

ルート上の段差には傾斜路を整備する。防犯・安全のため池や高い段差のある箇所には 柵を整備する。

4上下水道

生家及び便益施設設置のため新たに上下水道の配管が必要である。多様な利用に対応するため生家建物内には流しを設ける。

⑤電気設備

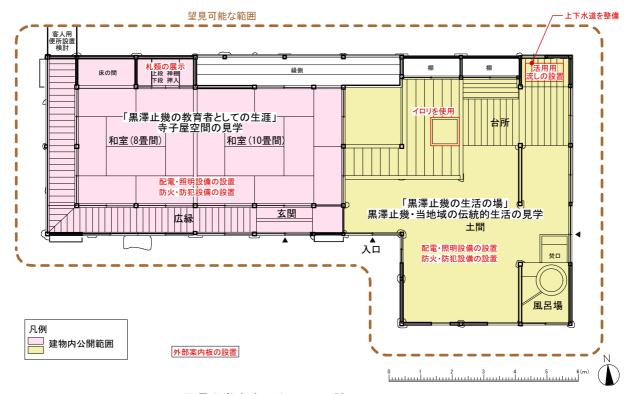
現在配線はされているが、通電はしていない。活用に必要な容量を定め、追加の配線、 老朽化した線の交換を行う。

⑥照明·展示用設備

展示用の設備は部材に傷をつける恐れがある仕様を避ける。

⑦案内板・解説板

来訪者のための交通の案内板を設置する。また計画区域内に史跡の解説板を設置する。



黒澤止幾生家 活用 平面計画 S=1/120



(3) 外構及び周辺整備計画

- ・既存案内板の見直しを行う。
- ・掃除道具などの備品は人目の付かない場所に保管し、整頓を心がける。
- ・見学者の安全と景観の維持向上のため、植栽、山林の剪定や清掃、草刈に努める。

(4)管理·運営計画

管理は城里町が行い、城里町教育委員会が窓口となり対応する。日常の管理においては城里町から委託されたシルバー人材の協力を得る。公開を開始するにあたり、地域住民の意見や文化財の専門家の意見を聞きながら管理体制を整え、公開開始後も管理の質の向上に努める。

現地での案内の他にもインターネットを利用した情報発信やパンフレットの作成を通じて認知を広める。

4-4. 実施にむけての課題

- ・不特定多数の来訪を見込み、来館者の安全の確保が不可欠である。破損部の修理に加え、防 災設備の設置、災害時の対応確認、耐震診断及び補強が必須である。
- ・高齢者や車いす使用者等も利用しやすいよう、便益施設はバリアフリー化を図る。
- ・見学者が歴史を理解しやすいよう、案内人の育成を行い、景観や生家建物にふさわしい案内 板を設置する。
- ・新たな活用を行うことは不特定多数の来訪など近隣へも影響が出る。地域住民の親しみのも てる活用方法を検討し、普段から意見交換などを行い発展に協力しあえる関係を築くよう努 める。

第5章 防災計画

5-1. 防火・防犯対策

(1) 火災時の安全性に係る課題

ア. 文化財の燃焼特性

黒澤止幾生家建物は木造茅葺屋根であり燃焼性が高い。

イ. 延焼の危険性

生家建物の周囲は空間があるが、一部植栽が隣接し、4m ほど離れて山林がある。また現 状は6mほど離れて工場建物が建つ。想定される出火原因としては、建物内の漏電や火気使用 による失火、放火、周囲からの延焼が考えられる。周囲まで燃え移った場合、大規模な火災 につながる危険性があるため迅速な初期消火が肝心である。

ウ. 現状の防火管理と利用状況に係る課題

現状では十分な防火の設備が整備されておらず、常駐の管理者はいない。所管の消防署である水戸市消防本部北消防署城里出張所は約6km離れており、通報から到着までは約15分かかる。早期発見と、初期消火のできる防災設備と管理体制の整備が必要である。



消防水利配置図(国土地理院地図を一部加工し作成)

凡例:口防=防火水槽,口消=消火栓,白線=計画区域

(2) 防火管理計画

防火管理においては建築基準法、消防法に基づき、所轄の消防署との相談のもと、必要な対策を検討する。

ア. 防火管理上必要な計画

黒澤止幾生家は規模的に防火管理者の選任が義務付けられていない。消防計画に準ずる計画を定め、防火管理上必要な業務を実施する。

イ. 防火管理区域の設定

本計画区域内とする。

ウ. 防火環境の把握

本計画区域内とする。管理に携わる者は防火管理区域内の燃焼特性、火気使用状況を把握すること。 火気使用場所:暖房器具(冬季),囲炉裏(土間)※囲炉裏使用の際は事前に消防署への届出を行う。

工. 予防措置

①火気など火元の管理

冬季の暖房器具の使用, 囲炉裏を用いて活用する際など, 火気の使用に対しては場所を限定し管理と後始末を厳重に行う。計画区域内でのたばこ, 花火の使用, たき火等裸火の使用, 危険物の持ち込みは禁止する。

②可燃物の管理

清掃、不要な可燃物の撤去、整理整頓を徹底し、燃料等の可燃物は保管場所を限定する。

(3)警備

公開時間内は日常管理の担当者が敷地内の巡回を行う。夜間は施錠管理、機械警備等で対応する。近隣住民とも連絡体制を形成し、防犯、初期対応が可能なように努める。

④その他の対策

見学者の記録を取り建物内の人数を把握する。管理者は災害発生を想定した避難訓練を行い、緊急時の対応に備える。

才. 消火体制

1)消火活動

火災の通報,初期消火,避難誘導,搬出,救護の役割を,公開時は管理者が行う。管理者は役割分担を事前に設定し,人員が不足している場合は近隣住民に協力を求める。非公開時は通報,初期消火は近隣住民,地元消防団の協力または警備会社による。消火活動は水戸市消防本部北消防署城里出張所及び地元消防団による。消火活動はいずれも近隣住民,消防署,消防団の助けが必要であるため,予め協力体制をつくる。

②避難

公開時に火災が発生した場合,管理者は火災発生箇所から離れた開口部へ来館者の誘導を 行う。生家建物の土間部は東・南,座敷部は西・北・南に開口があり2方向に避難が可能な つくりである。

③消防訓練

消防・避難訓練を年2回行う。1月26日(文化財防火デー)と夏期を目安とする。 消防署、消防団と協力し、指導の下に初期消火と消火・避難の訓練を行う。

4消防進入道路

消防車両は計画区域南面の県道添いにある防火水槽または消火栓前に停車し,ホースで水を引き消火を行う。

(3) 防犯計画

ア. 事故歴

任意団体の管理時、町の管理以降は、き損や盗難、放火の事故歴はない。

イ. 事故防止措置

見回りを強化し、立ち入り禁止の看板及び柵を設置している。

ウ. 今後の対処方針

公開することにより人の出入りが増えるため,これまで以上の対処が必要となる。施錠管理,機械警備等で対応する。

(4) 防災設備(防火・防犯設備)計画

ア. 防災設備整備計画

消防法上の用途は(17)重要文化財に該当する。規模から設置すべき設備は以下の2点である。

①自動火災報知設備

感知器は文化財の意匠を邪魔しないよう室内、縁、軒に差動式分布型(空気管式)感知器を用いる。押入れや小屋裏には差動式スポット型感知器を用いる。警報ベルについてはまず西側の隣家に気づいてもらうため、西寄の軒下などに設置する。

②消火器

その他に以下の設置行う。

③避雷設備

4)防犯設備 (機械警備等)

イ. 保守管理計画

管理者により消防法により定められた消防用設備の定期点検を行う。同法に定めていない 防火設備、防犯設備においても定期的な点検を実施する。

①外観点検

管理者により、機器の配置、損傷状況等6ケ月に一回以上点検を行う。

②機能点検

消防設備士、消防設備点検資格者による点検を実施する。

③総合点検

年1回以上,消防設備士または消防設備点検資格者による点検を実施する。

5-2. 耐震対策

(1) 耐震診断

建物は当初より開口が多い平面であり、主要構造部に腐朽などの破損が見られ、部分的な修理が重ねられた結果、接続部の弛緩・はずれも見られる。そのため地震時の倒壊の恐れが高い。 そのため、できるだけ早く破損部を健全に修理することと、専門家による耐震診断を行い適切な補強を施す対処が必要である。

(2) 地震時の対処方針

1)避難

生家内部で地震に会った場合には,速やかに外に逃げる。管理者は見学者や利用者の避難 を誘導する。また火災防止のため建造物内や付近での火気の使用を中止する。

②救助

生家建物等が被害を受け、被災者が生じた場合はその救助を最優先する。その後、生家建 物の部材などの保護に努める。

③生家建物に延焼の危険性がある場合

消火活動に努め,延焼により焼失が確実と思われる場合には,生家建物の解体あるいは撤去も含めた適切な対応を取る。

④生家建物が大きく破損した場合

危険部分を撤去及び格納すると同時に雨水の浸透防止のため破損部を防水シートで覆う。 軒先の垂れさがりに対しては支柱などで支持すると同時に危険部分への立ち入り制限の措置 を取る。破損部分が周囲に甚大な影響を及ぼすことが予想される場合は速やかに部材などの 解体あるいは撤去を行う。部材の解体・格納は可能な限り専門家の協力のもと行う。

⑤生家建物の主要な構造部が大きく傾斜した場合

支柱やワイヤーなどで一時的に支持すると同時に、全体に立ち入り制限の措置を取る。

5-3. 耐風対策

(1)被害の想定

建物及び部材が強風により浮き、倒壊や部材の吹き飛ぶ可能性がある。また、枝葉や周囲の物 の飛来による損傷や、倒木がぶつかることが予想される。

(2) 今後の対処方針

耐震診断と共に耐風診断を行う。倒木による被害のないよう、樹木の点検、剪定を定期的に行う。

5-4. その他の災害対策

(1)予想される災害

ア. 水害

多量の雨水による建物への被害,またがけ地の崩落による敷地内へ土砂流れ込みの被害が 予想される。

イ. 雷害

低層のため建物に落雷する恐れは低いが庭木に落雷し飛び火する可能性がある。

ウ. 雪害

当地域の積雪量は多量ではない(垂直積雪量:30cm)が、多量の降雪が発生した場合は、 建物周囲の環境が悪化し屋根の積雪による建物への負担や落雪の恐れがある。

(2) 当面の改善措置と今後の対処方針

ア. 水害

がけ地面補強または擁壁の設置, 排水路の復旧を行う。

イ、雷害

周囲の高木への避雷針設備設置の検討をする。

ウ. 雪害

多量の降雪の場合は、雪かきに努める。

いずれもまず周囲の地形や気象状況を事前に把握し注意・対策を行い、災害が予想される予報が出た場合は公開・利用の中止をする。発生後は点検を行い破損部が見つかった場合は早急に対処する。

第6章 保存整備基本計画

第1~5章に基づき、建物、環境、敷地全体の計画を記す。

6-1. 史跡遺構の保存修理基本計画

(1) 建造物修理の基本方針

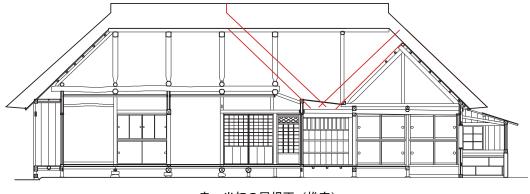
- ・黒澤止幾が生活をし、寺子屋として使用されていた時期(安政元年~明治23年)のうち、止 幾が終身禄を得て修繕を行った(土間を建てた)明治11年頃から明治23年を対象年代とす る。
- ・対象年代の後に変更が加えられている箇所で対象年代時期の旧形が明らかな場合は復する。 ただし活用に必要な場合は活かすことも検討する。
- ・新建材の使用が明らかな箇所は仕様を他部に倣い変更する。
- ・破損部分は材の交換などを行い修理する。
- ・耐震・耐風診断に基づき、補強を加える。
- ・後補で施工が粗雑な接続箇所は、対象年代に見合う補強方法を検討し、改善する。
- ・止幾生活時の様子を体験できるよう,近隣の歴史的な住宅建築や近隣住民の話を参考にして 対象年代の再現に努める。

(2) 建造物の痕跡と復原の方針

痕跡調査に基づいた部位毎の考察と当部の復原・現状維持の方針を記す。

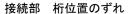
ア. 屋根の曲屋型の現状維持

土間部は止幾が終身禄を得た際に増築もしくは接続されたと言われる。座敷部と土間部の小屋組は分離しており、桁など間の材の接続が良好ではない、また土間部の座敷部側に鴨居が残り、軒が出桁状になっている点から、別々にあった棟を接続したと推測される。保存対象年代においては分棟であった可能性があるが、活用・管理上の利便性の高さ、また現在の曲り屋型が近隣での馴染みが高いことから曲り屋型での保存を目指す。



赤=当初の屋根面(推定)







接続部 南扠首の落下(扠首端部仕口ないよう)

イ. 東下屋の現状維持

土台等部材が本屋と分離しており、後に増築されたと言える。ただし本屋と下屋の境の柱に仕口痕が見られるため、現在の下屋の前にも下屋があったようである。風呂や大谷石積は近年の施工である。黒澤家居住時には現在の規模であったため同規模を維持する。



東下屋の土台(南)



下屋境 北から半間の柱框痕(北東から見る)

ウ. 北縁の復原

北面の縁は平成9年に地元の任意団体により修理を行われており、柱と縁床から下が新しい。修理前も同じ仕様の縁であったという。桁は元の材が残るが、下部に旧柱のホゾ穴が残るため、その位置に倣い柱位置の復原ができるとよい。また桁下には板溝があり、当初は壁面であった可能性が高く、位置からは土庇や押入であった可能性がある。



北面縁桁下 旧柱の跡と板溝



北面縁 柱と足元廻り

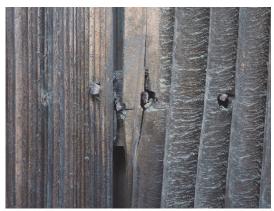
エ、南縁の復原

南面の縁側のアルミサッシ戸は明らかな後補であり昭和時代の子孫が生活していた時期に 入れられたようである。座敷と縁境の鴨居は3溝であり、当初は引違い板戸と障子が入って いたと推測できる。縁外側の南西の雨戸戸袋も和釘を利用していることから設置の時代は古 い。また縁の板は柱に板溝が見られることから当初からは交換または形状が変更されている と言える。

活用の頻度にもよるが、縁側と庭との一体的な活用を行うにはアルミサッシを撤去し、雨 戸を復旧し活かすとよい。



アルミサッシ戸 南西から見る



南西戸袋の釘

オ、神棚、トコ、土間部の棚の現状維持

これらは継ぎや埋め木の痕跡から後補であるといえる。いつの設置か不明であるが、止幾の時代においても生活上は必要な設備であるため維持する。



トコの埋め木



土間部棚下の東

カ. 北面の下屋の検討

北面柱には仕口の痕跡が多く、板張は古くない。仕口の施工はあまり美しくはないことから後補の増築が一時期あったと推定される。北西角については柱に残る仕口、丁番痕から縁から北方向に巾半間の突出があった。位置と規模から客用便所の可能性がある。地面部を調査し、活用に必要な場合は同箇所に客用便所の設置を検討する。





北西角柱

東から1.5間西の柱 北面

キ. 座敷部入口の復原

段状になっており道場や寺子屋の入口として使用されていたと考えられる。使用時の雰囲気を残す重要な部分である。段の両側に高欄の痕跡があり復原を検討する。寺子屋の戸はアルミサッシ戸から板戸へ変更する。



座敷部入口



座敷部入口 高欄痕

ク. 土間・板間の現状維持

座敷部と土間部境の柱に足固めの痕跡がある点、土間に不陸が見られる点から、板間が南の土間側に半間大きかった可能性がある。板間の設置は座敷部と土間部を接続した後の変更である。また台所部分の板敷きは下屋境をまたいでいるため後補であり、元はこの辺りに流しがあったと推定される。流しは活用においても必要であるため同箇所に設置する。



足固め仕口痕



土間部板間 西から見る

ケ、座敷部・土間部境の天井の復原

土間上の雨戸転用の天井板は後補と推定されるため、取り外し雨戸として使用し、座敷部 と土間部の接続部、土間部の出桁を見せられると良い。

10 畳間の上に箱型の煙出しがあるが、現在は全体的に畳敷である。炉のあった可能性が高いが、補強支柱設置のため畳下の状況は本調査では未確認である。



土間部天井に使用されている雨戸



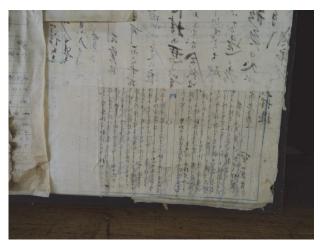
10 畳間の天井

コ. 座敷境の襖の復旧

座敷境に入っていたといわれる建具が残っている。幾重にも紙が貼られており、止幾時代の史料も使用されている可能性があることから慎重に解体し修理した上で使用することが望ましい。



座敷境に入っていたという襖



座敷境に入っていたという襖に貼られた紙

サ. その他建具の検討

建具の意匠に一貫性がなく多くが後補のようである。鴨居痕が残り建具のない場所も幾つ か見られるため入れ替えられている可能性もある。

北の縁にはガラス戸が数枚置かれているが、当建物で使用されていたものか定かではない。

シ. 風呂の復原検討

現在の風呂は施工より近年に変更されている。かつては木製の桶を風呂としていた可能性が高い。

ス. 門の復原

聞取りより中央の道を登った生家の正面にかつて門があったことがわかっている。昭和12年頃の写真(巻末資料参照)にも2本の柱間に冠木のある形が見られる。止幾の日記にも門の記述があるため復原を行うとよい。

セ. 堂

黒澤止幾生家は長年にわたり住居に加え修験道の道場としても利用されていた。第1章(2) イの、明治11年の家屋修繕に関わる史料に「別屋道場並家屋大破に及し故、其金を以て大修繕を加え」とあることから別棟の道場がこの時期に存在していたことがわかる。後年止幾は御嶽教信徒となり、御嶽教の堂を敷地内に建築しており明治21年の堂建築の際の棟札が残る。生家建物の西面には高欄の痕跡があり、堂と接続していたと推測される。半間ずれた2カ所に痕跡があるため建替時もしくは途中で接続箇所を変更したと推定される。建物名は定かでないが昭和7年の棟札も残る。教会長の名が記されることから恐らく堂の建て替時と推測される。近隣からの聞取りによると昭和中期頃には堂は生家とは接続されておらず2間9尺ほどの大きさでトタン葺であり、また現在生家床の間に置かれる開き戸はこの堂の戸であったという。



西面 高欄・床組の痕跡



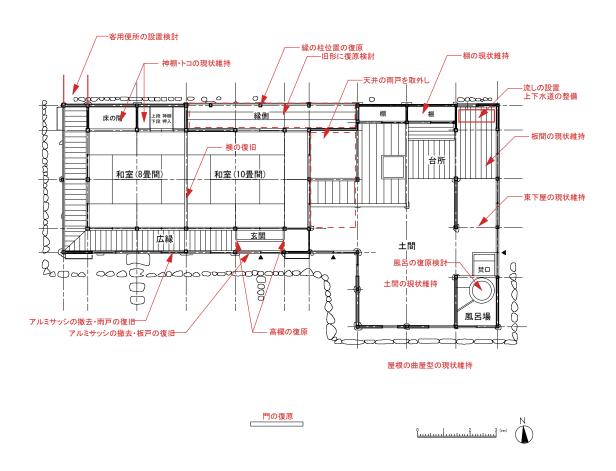


左) 明治 21 年棟札表 中) 明治 21 年棟札裏 右) 昭和7年棟札

ソ. その他の施設

史跡範囲内には生家の他に井戸が残る。元から現位置であった可能性が高く、生活の様子 を知るために欠かせないものであるため現状を維持する。

近隣への間取りによると、生活の場として利用されていた昭和40年代頃まで、生家南東の位置に便所、生家南の位置に鶏小屋があった。ただしこれらの写真等の記録は残らず仕様は定かでない。また止幾4代後の亀寿氏の時代(昭和期)には書庫が現庭園に建てられていた。この書庫は昭和57年(1982)の造園時に移築され現存する。生家南に現在建つ新居、工場の建物は昭和57年頃に建築された。



黒澤止幾生家 復原・変更箇所指図

(3)修理・整備項目

生家建物の全解体工事を前提に現段階で想定される修理・整備の項目を記す。 破損箇所は 2-1 (1) イを参照。

解体工事

- ・生家建物の解体
- ・新たに取得した土地の建物の解体

仮設工事

・工事に必要な足場の設置

木工事

- 傷んだ軸部の補修・交換
- 不陸調整
- ・傷んだ床板、天井板、壁板の補修・交換
- 木部の組立
- 復原整備

耐震補強工事

・耐震診断の結果に応じた補強

石工事

- ・礎石の取外し・据付け
- ・建物正面の土留め石の積直し

屋根工事

- ・茅葺屋根の葺替
- ・茅葺屋根の棟積みの作成
- ・下屋杉皮葺の葺替

左官工事

- ・土壁の塗替え
- 漆喰塗
- ・土間たたきの不陸補修

建具工事

- ・建具の補修
- ・建付け調整
- ・障子紙・襖紙の張替え
- ・アルミサッシ戸の撤去

雑工事

- ・畳の張替
- 風呂部分の補修
- · 防腐 · 防蟻処理
- ・焼印・修理銘板の作成・設置
- ・ 案内板の整備

電気・消防設備工事

- ・電気配線の撤去・新設
- ・照明器具・コンセントの撤去・新設
- ・自動火災報知設備の設置
- ・消火器の設置
- ・避雷針の設置
- ・機械警備の設置

機械設備工事

- ・衛生器具(流し,便器,手洗い)の設置
- ・給水設備の整備
- ・排水設備の整備

外構工事

- ・生家雨落ちの整備
- ·植栽剪定 · 伐採 · 新設
- ・山道の整備
- ・畑地,芝地への整備
- 駐車場の整備
- ・ 擁壁・がけ地の整備
- ・段差などへの柵・塀の設置
- ・仮設便所の設置

※新規収蔵展示棟関連の項目は収蔵展示棟設計前に 作成することとする。

6-2. 全体整備基本計画

(1)環境整備の基本方針

- ・現存する良好な自然環境と文化財を維持向上させながら,安全性の確保や活用のための整備 を行う。
- ・史跡南側の敷地が田畑であった頃の資料(巻末に掲載した史料,第1章計画の概要で記した 敷地の変遷図,第3章環境保全計画で示した1975年の空中写真等)を参考に景観を復旧する 整備を行う。
- ・庭園は現状を活かして整備を行う。

ア. 植栽・伐採

庭園は昭和57年の作であるが、地形を活かした作庭であるのでこれを活かし、剪定等の維持管理を行う。庭園以外の樹木に関しても剪定を行い、見学者の安全性の確保や景観の改善に努める。危険木に関しては撤去する。

イ. がけ地の整備(補強)

史跡北側等のがけ地については法・条例に従い対象となる場合に擁壁を設ける。擁壁は安全性を確保しつつ景観に配慮した方法を選択する。その他のがけ地も安全のため、植物による補強を行う。(第3章参照)

ウ. 便益施設

新たな便益施設(仮設便所(第1期),駐車場,収蔵展示棟)の設置を行う。一部は新たに取得した土地の建物の解体の後行う。

エ. 保護・安全のための柵

落下の恐れがある場所には景観に配慮した意匠の柵を設ける。

才. 案内解説施設

外部からの見学者に向けて道路から見えやすい箇所(駐車場計画地等)に景観に配慮しかつ わかりやすい案内板を設置する。史跡南西の既存案内板の位置の変更,デザインの更新による 活用も検討する。建物正面には見学者が文化財の概要を理解しやすい解説板を設ける。外観に ふさわしいデザインとする。また建物内外への解説版の設置は必要最小限とし,解説は管理人・ 案内人にもよることとする。

力. 電気設備

生家建物までの電気配線は、照明器具等見られることから恐らくなされているが、引込や配線状況を確認し、必要な場合撤去し設置し直す。新たな便益施設へも配線を行う。また現在は道路沿いに街灯が設置されているが、新たな街灯の設置を計画する。

キ. 機械設備

給水設備については生家建物には配管されておらず南側の住居まで配管されている。生家、 新規便益施設へ新たに配管し、衛生設備(手洗い、便器など)を設置する。

排水設備に関しては、史跡内は既存の排水路を活かし、池への貯水を図る。ただし現状は大雨時にはあふれること(第3章参照)があるとのことなので、別途蒸発散や浸透などの雨水処理方法を検討する。建物周囲は現状は雨落ち石のみ存在するが雨落ちを砂利敷きなどに整備し、建物への雨水の影響を避けるよう整備する。また敷地のこう配を活かし、南側へ流れるよう整備する。当地域は下水管は配備されていないため、下水処理については浄化槽を設置し区域内での蒸発散等の手段を取る。



6-3. 事業スケジュール

本計画策定後から一般公開までの事業工程案を示す。

第1期

第1段階 基本設計

①生家の耐震診断、補強検討

生家建物の伏図・軸組図を作図し、構造計算を実施する。現状の耐震・耐風性能の把握をし、 活用計画に基づき、補強の検討を行う。地盤調査も行う

②敷地内全体(外構)整備の設計

植栽の整備、庭石等の修理や整備、外構、給排水施設等の屋外の整備の基本設計を行う。

③生家の保存修理基本設計

保存活用計画に基づき,生家建物の基本設計を行う。細部を記録し,関連法令や課題の抽出, 課題解決のための検討も行う。(※)

④便益施設の基本設計

公開活用に必要とする駐車場や仮設便所等の便益施設の基本設計を行う。関連法令や課題の 抽出、課題解決のための検討も行う。

⑤庭園の測量

実施設計を行うための敷地の高低差,植栽の種類・サイズ・数量,石の配置とレベルなどの 測量と図化を行う。

⑥土地・建物の取得【第1期】

所有者との協議の上行う。

⑦取得した土地の測量・調査

新たに入手した土地の測量を行う。がけ地の測量を行い、擁壁の設置の検証を行う。

※黒澤止幾生家は都市計画区域外に位置する。建造物は現在の規模の場合、全解体工事での修理の場合は改築 に該当するが、確認申請は不要であり建築工事届のみ必要となる。地方条例で保護された文化財であるため、 基本設計で建築基準法を適用除外とする必要が生じた場合は関連法事項をまとめ県央建築指導室へ相談を行う。

第2段階 実施設計

①敷地内全体(外構)整備の設計

植栽の整備,庭石等の修理や整備,給排水施設等の整備の実施設計を行う。擁壁等がけ地整備も含む。高さ 2m 以上の擁壁は確認申請を行う。

②建造物の保存修理実施設計

生家建物の実施設計を行い、設計図書を作成する。建物本体の管理にかかる電気設備等の設計も行う。建物本体の修理や補強に伴う工事費の積算を行う。

③便益施設の実施設計

公開活用に必要とする駐車場や仮設便所の施設の実施設計を行う。

④取得土地の建物の解体

第3段階 工事の実施

- ②生家建物保存修理工事の実施 解体工事に伴い実施設計との相違が明らかになった箇所は設計変更を行う。
- ③便益施設の工事の実施

第2期

現在使用されている土地・建物が将来的に使用されなくなった時に所有者との協議の上取得し、 開始する。

第1段階 土地の取得【第2期】

①取得した土地の測量・調査

新たに入手した土地の測量を行う。がけ地がある場合は測量を行い、擁壁設置の検証を行う。

②取得土地の建物の解体

第2段階 実施設計

①便益施設(収蔵展示棟)の実施設計

活用計画により必要とする収蔵展示棟の実施設計を行う。関連法令や課題の抽出、課題解決のための検討も行う。収蔵展示棟は規模に応じて確認申請を行う。

②外構整備の設計

取得した土地の外構の設計を行う。

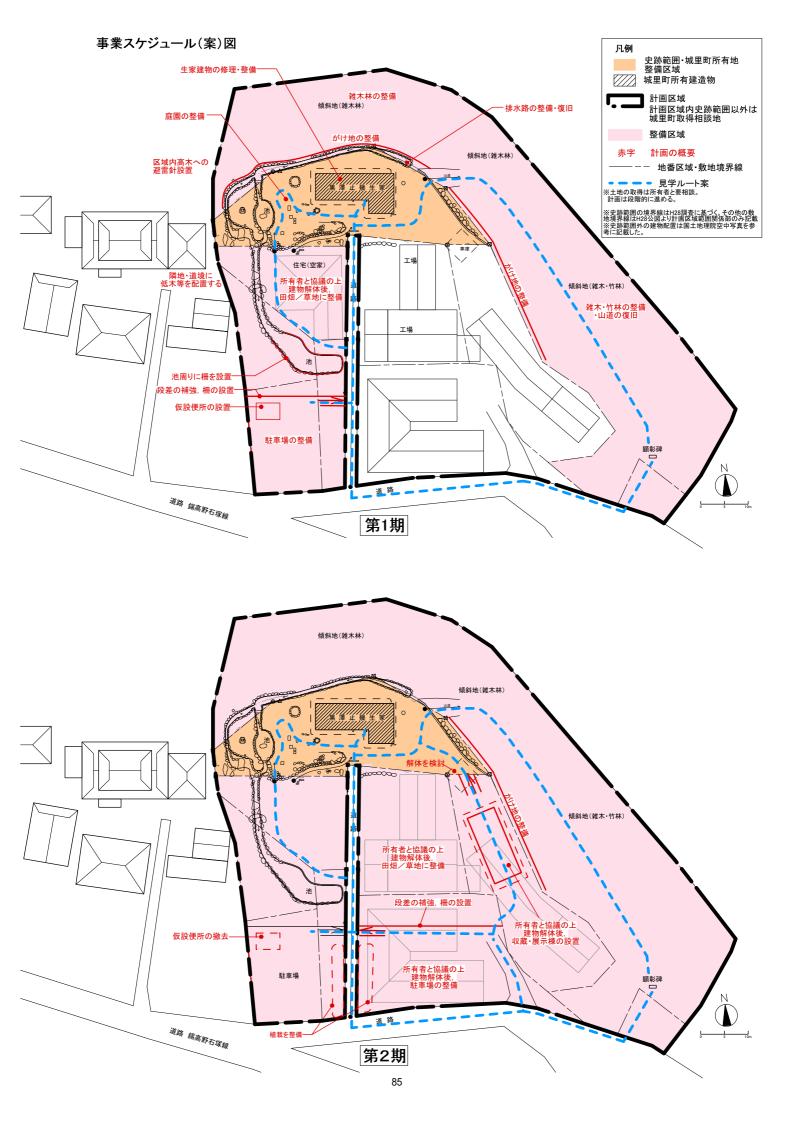
第3段階 工事の実施

- ①外構工事【第2期】の実施
- ②収蔵展示棟新築工事の実施

事業スケジュール(案)表

	第1期				
	第1段階	第2段階	第3段階		
設計	基本設計	第1期工事実施設計			
	• 生家耐震診断,補強検討	• 敷地内全体整備設計			
	• 敷地内全体整備設計	• 生家保存修理工事設計			
	・生家保存修理工事設計	・ 便益施設の設計			
	・ 便益施設の設計				
	・生家解体の実施設計				
	地盤調査				
	庭園の測量				
	土地の測量・調査				
	がけ地の整備計画				
工事		生家解体	外構工事【第1期】		
			生家保存修理工事		
			便益施設工事		
土地取得	土地取得【第1期】				
手続き等		現状変更手続き			
		(擁壁の確認申請)			
公開・活用			日常管理・案内者の	公開・活用開始	
			育成	【第1期】	

第2期						
(第2期の土地の取得が可能になった時に開始)						
第1段階	第2段階	第3段階				
<u> </u>						
・土地の測量・調査	第2期工事実施設計					
	・便益施設(収蔵展示棟)					
<u> </u>	• 外構整備設計					
		収蔵展示棟新築工事				
<u>}</u>		外構工事 [第2期]				
土地取得【第2期】						
<u> </u>	(確認申請)					
		管理業務の見直し	全面公開・活用開始			



6-4. 保護に関わる諸手続き

(1)変更に関わる手続き

城里町文化財保護条例で示される文化財への損失発生時、変更を行う場合の届出は以下の通りである。

①指定文化財滅失(損傷,亡失,盗難)届(第12条)

町指定有形文化財の全部若しくは一部が滅失し、若しくは損傷し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、当該町指定有形文化財の所有者(管理責任者又は管理団体がある場合はその者)は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

②現状変更許可申請書(第47条)

町指定史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為を しようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更で 維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合及び保存に影響を及ぼす行為 で影響の軽微である場合は、この限りでない。

③史跡名勝天然記念物復旧届 (第 48 条)

町指定史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、当該町指定史跡名勝天然記念物の所有者又は管理団体は、あらかじめ、その旨を教育委員会に届け出なければならない。 ただし、前条第1項(上記②)の規定により許可を受けなければならない場合その他教育委員会規則で定める場合は、この限りでない。

(2)管理に関わる手続き

城里町文化財保護条例で示される文化財への損失発生時、変更を行う場合の届出は以下の通りである。

①管理責任者の選任(第7条2)

町指定有形文化財の所有者は、特別の事情があるときは、専ら自己に代わり当該町指定有 形文化財の管理の責めに任ずべき者「管理責任者」を選任することができる。

②管理責任者の解任 (第7条3)

町指定有形文化財の所有者は、前項(上記①)の規定により、管理責任者を選任したときは、当該管理責任者と連署の上、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も、同様とする。

③所有者の変更(第8条1)

町指定有形文化財の所有者が変更したときは,新所有者は,旧所有者に対し交付された指定書を添えて,速やかに,その旨を教育委員会に届け出なければならない。

④管理責任者の変更 (第8条2)

町指定有形文化財の所有者は、管理責任者を変更したときは、新管理責任者と連署の上、 速やかに、教育委員会に届け出なければならない。

⑤所有者または管理責任者の氏名もしくは名称又は住所変更(第8条3)

町指定有形文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更した

ときは、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。この場合において、 氏名若しくは名称又は住所の変更が町指定有形文化財の所有者に係るものであるときは、 届出の際指定書を添えなければならない。

⑥土地所在等の異動の届出(第46条)

町指定史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があったときは、当該町指定史跡名勝天然記念物の所有者、管理責任者又は管理団体は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

また文化財保護法には以下のように記されている。

重要文化財及び登録有形文化財以外の有形文化財の所有者は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官に有形文化財の管理又は修理に関し技術的指導を求めることができる。(第七十条)

(3)計画の改訂手続き

改訂手続きの原則

城里町は、今後の調査等の進展や社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じてこの計画の見直 しを行う。また、防災に係る部分については、機能や用途、管理体制の変更に応じて再検討 し、見直すものとする。見直しに当たっては、関係機関と事前に協議を行うものとする。

(4)消防関係の届出

自動火災報知設備設置の10日前に着工届出書,設備が付いた時には消防用設備等(特殊消防 用設備等)設置届出書を届け出る。また使用開始する時には防火対象物使用開始届出書を届け 出ること。以上は水戸市消防本部火災予防課の所管である。

また囲炉裏の使用する際には禁止行為の解除承認申請書を北消防署へ提出すること。

(5) 建築基準法関係の届出

黒澤止幾生家は都市計画区域外に位置する。建造物は現在の規模(約 108m2)の場合,全解体工事での修理の場合は改築に該当するが,確認申請は不要であり建築工事届のみ必要となる。地方条例で保護された文化財であるため,基本設計で建築基準法を適用除外とする必要が生じた場合は関連法事項をまとめ県央建築指導室へ相談を行う。その他便益施設は規模等に応じて確認申請等届出の必要を判断する。また2mを超える擁壁の設置の際には確認申請を行う。

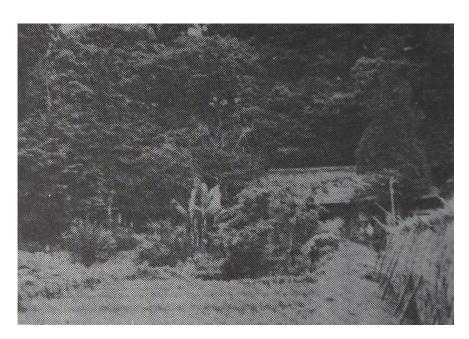
巻末資料

1. 黒澤止幾生家 書籍からの写真



昭和 12 年(1937)発行 立林宮太郎著『黒澤李恭』 掲載の写真「李恭女史の舊宅」

写真右に生家、道を登りきったところに門とそのあたりに石段が見られる。中央に堂らしきもの、左に移築された書庫が見られる。植物は現存しないバショウが見られる。



昭和 40 年(1965)発行 小林信厚著『黒澤登幾子伝』 掲載の写真「黒沢登幾子女史の生家」

昭和12年の写真と同様にバショウが見られる。写真右の道沿いに稲がかけられており、敷地に田があったことがわかる。左手前は田か畑のようである。







平成 18 年(2006) 黒澤止幾生誕二百周年記念事業実行委員会発行『黒澤止幾生誕二百周年記念誌』 掲載の写真 表紙写真(上)、「止幾の生家 城里町錫高野」(下)

屋根・棟の形、南面土間部の窓が見られる。

2. 黒澤止幾生家 平成の葺替時とその前後の写真

黒澤止幾生家は、平成6年から平成9年にかけて、屋根葺替を中心とした修理が地元の任意団体ニューモラル21により行われている。葺替当時とその前後の様子が写真家柳下征史氏(1940~)により撮影されており、その一部を掲載する。

平成9年撮影時の葺替は笠間と旧七会村からの2人の職人によって行われていたという。

平成 2 年 (1990) 撮影



正面

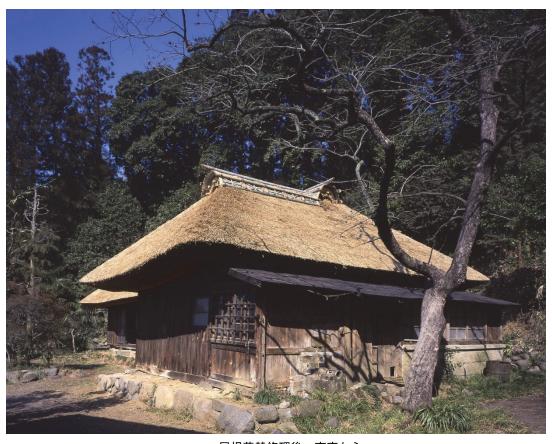
平成 9 年(1997) 撮影



屋根葺替時 南西から



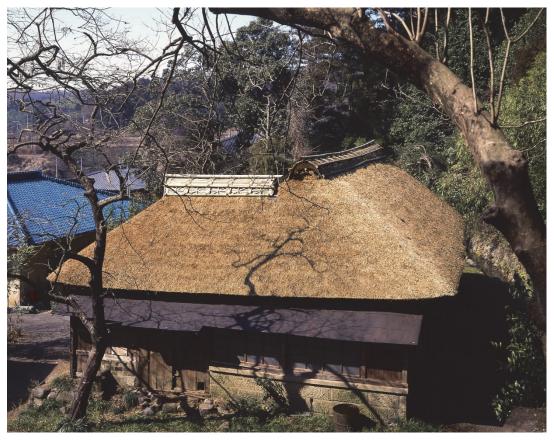
屋根葺替修理時 西から



屋根葺替修理後 南東から

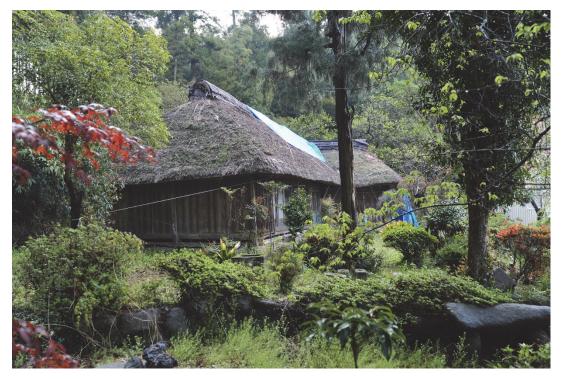


屋根葺替修理後 土間部南西から



屋根葺替修理後 東上から

平成 23 年(2011)撮影



南西から



正面

3. 黒澤止幾関係古文書から見る黒澤止幾生家及び庭園の関連事項

史料収集・作成:茨城県立歴史館長谷川良子氏, ※=註及び調査者コメント

(1)「日記帳」「日用重宝記」黒澤止幾筆 安政5年(1858) 茨城県立歴史館所蔵

「日記帳」: 安政5年7月1日~9月18日

「日用重宝記」: 安政 5 年 9 月 19 日~12 月 28 日

※各テーマ毎に記述を抜出し掲載した。

ア. 生家建物に関する記述

渋紙貼り

渋紙をはり始める (7月21日条)

昨日より渋はりを致す(8月24日条)

※当地域では籠に渋紙を貼ることが多かったという。

座敷の襖

家内の古びれければ「はりかひて みたき座敷の ふすま哉」(9月13日条) ※現在,主屋部の座敷間に入っていたという襖が残るがこの襖か。

流しの屋根

昼頃より和久より来りて、流しの屋根を据える。(9月13日条)

※流しの屋根は下屋として本屋と別にあったか。

夜,居風呂たがはねる。(8月4日条)

風呂かけ替え致す(8月7日条)

居風呂を立てる。(8月13日条)

※当時は木製の風呂があったか。

・寺子屋の机

朝、戸谷政太郎卓の上にて眠るになかなかおきず、こそくりおこす。(7月8日条)

あおさを軒に干す

あをさを軒に干す。(8月13日条)

・瓜・茄子の漬け物作り

瓜・茄子 こうこうを漬ける。(7月22日条)

洗濯

昼頃, 洗濯を致す。(9月17日条)

イ. 庭に関する記述

井戸

おばあさま、井戸の端の草を刈る。(8月1日条)

※井戸は生家東に位置する。

・内庭の泉水

内庭へ泉水を掘る。水を汲入れる。(7月21日条)

昼休時泉水にさかさまにはまる。されどもけがなし。丈太郎也。草物、帯、前かけ、つむり迄 残らず洗ふ。(8月2日条)

※内庭がどこを指すか不明

裏の池

原内清七,大鮒持来る。裏の池へ放す。(8月11日条)

手習子橋亀早し。栗二つくれる。一つは裏の泉水の上へ植える。(8月28日条)

昼頃、裏泉水を払う(9月7日条)

※現在生家裏には栗の木はない。

※裏の池がどこを指すか不明。生家南西方向にあった掘か。

梅の木、その下にほおずき

※偕楽園では梅の木の下に枸杞(クコ)(参考:水戸市史編纂委員会『水戸市史』中巻3 1976) 梅の木下,ほうづきとる。(7月14日条)

※現在ほおづきは見当たらない。

・萩の木 ※偕楽園にも萩あり(参考:水戸市史編纂委員会『水戸市史』中巻3 1976)萩生長して種こぼれ過ぎて洗ふ。(8月11日条)※現在見当たらない。

•常夏(撫子)

常夏の種をまく。(8月14日条)

※現在見当たらない。

・ヘちま

へちま水をとる。(8月15日条)

※現在見当たらない。

・柿 ※偕楽園にも柿あり(参考:水戸市史編纂委員会『水戸市史』中巻3 1976)庭の小柿を落とす。(10月13日条)

※現在生家東に隣接する柿か。

• 門

暮六つ過ぎ、隣の主人、門より告げ来る声高らかなり。天に彗星現れしと申し、門前の中途より先から冷々しく拝す。(八月二十四日条)

※昭和前期までは中央の道を登りきった生家前に門があった。

・門前の植物

竹四郎,昼過門前へ菊二色植える。横手を結ふ。門前へ菊,外に二本出来花盛り也。一と色は手まりと名付け,一色は若紫を名付け,其の外小菊など有り。五つ色の花也。(9月23日条)門前へおもとを植える。(10月2日条)

門前へ金銭花植える。(10月2日条)

※これらは現在見当たらない。

門と堀

昼休時, 魚売人門より入る。堀の下急いで通る。又戻りにも黙って通る。(8月4日条) 捨吉, 堀へ入りぬれる。(8月8日条)

棒手振り、堀の下を急いで直ぐ通る。(8月23日条)

※生家南西方向にあった掘か。

・年末には掃除、正月に向けて門松を飾る。

掃除, 門松を立てる(12月6日条)

・寺子屋の子供たちが帰った夕方に止幾が庭清掃

夕方, 庭はき致す(7月9日条)

・庭で素麺や梅干を干す

素麺を庭に干す、六十把(7月17日条)

梅漬を干す(7月18日条)

ウ. その他

・二本木に黒澤家の墓、寺子屋の子どもたちが墓清掃の手伝い

二本木墓なぎ 手伝い 辰五郎 昼 峯吉 後 政太郎 大橋村亀吉 巳之太郎 籠太郎 (7月4日条)

※二本木=地名 生家から南に位置する、黒澤家の墓所がある。

天満宮 ※毎月25日の天神講には寺子屋の子どもたちと旗を上げる。

天満宮御旗揚げる。(7月25日条)

天満宮へ皆々御旗上げる。(8月25日条)

※錫高野から北東に位置する高根地区では、今(調査時)の中学生ぐらいの子が集まって、大山城脇跡の天神様へお詣りして、自分たちで食べ物を作り、男女別グループで食べたという。

(桂村史談会『桂史紀要』第26号 2001, 小林亮子調査「民間信仰「講」について」高根地区の講)

※根小屋天神の社が保台にある。(現城里町上圷)

(桂村史談会『桂史紀要』第17号1993, 山形實筆「根小屋天満宮」)

※錫高野から東の那珂川沿いに位置する粟地域には天神社の鳥居が残る。

(桂村史談会『桂史紀要』第23号1998,加藤太一郎筆「栗の祭場」)

• 雷神宮

雷神宮へ御酒を上奉る。(9月19日条)

※菅原道真は「雷公」の別名を持ち、雷神と崇められた。

(桂村史談会『桂史紀要』第23号 1998, 加藤太一郎筆「粟の祭場」)

※黒澤止幾家には「水雷稲荷神社太玉串社掌」と書かれた札が残る。

※錫高野から東の那珂川沿いに位置する粟地域では地域内にある雷神社の神輿を出して降雨を 祈願するという。(桂村史談会『桂史紀要』第26号2001,稲川清筆「三 呪法」)(桂村史談会『桂史紀要』 第25号2000,稲川清調査「三,雷神社(いかつち様)」)

・夏は蝉の声が遠近に聞こえる状況

遠近に蝉の声茂し ミンミンミンミン・・・ミイン (7月16日条)

• 畑

若宮より畑へ来る。(8月3日条)

昼過, 若宮西より畑へ来る。(8月10日条)

芋がらを刈る(9月7日条)

戸谷西より畑へ来る。(9月28日条)

若宮より麦蒔きに来る。(10月5日条)

山畑

昼過,老母山畑へ行く。栗のいがを取り来る。桃の木の下にてむく。(8月30日条) ※山(生家北側かもしくは墓所か)にも畑があったか。

・裏に山、材木の切だしなども行っていたか。

大八車二つ来る。材木を引き出す。(10月15日条)

(2) 黒澤止幾の和歌集より

・門前と軒端付近に梅

梅を植ていにし人の問はざりければ

植ていにし 梅の匂ひは 深けれど なにとて人の つれなかるらん 梅枕にかをる

春の夜の 寝ざめうれしき うば玉の 枕にかほる 窓の梅が香 軒端の梅

咲にほふ 軒端の梅の 木の間より うれしや月の 影ぞもり来る 門前の梅

なをざりに 捨おく門の 梅が香は 千里の遠く 風さそふらし 誰が門に 植にし梅か 知らねども 吹き来る風は 花の香ぞする

・園(庭か畑か)に桃

園にて桃を植て

はかなしと 人は言ふとも 三年とせも 老せしと思う 我ならなくに

竹

我庵に竹の茂りければ

憐てふ 言の葉茂る 呉竹の 世を詫び人の 住み家なりせば

• 松

園松

我園に 植へし姫松 幾とせも 千代のためしを かぞへつつ見む 亀沢に松竹梅を植て

常盤なる 松を植つる 亀沢に 千代萬代の 栄ひをや見む ※生家の敷地は亀沢と呼ばれる。

・ 庭に手鞠菊

庭の面に 手鞠菊を 植置ば 今年は花の 咲初めにけり

・卯の花の垣根

やましづの 垣根にあふる 卯の花の うしと見し世を 逃れてぞすむ

・門前に菊

門前の菊をよめる

我がかどに おのづからなる 千代見草 齢を延る 花ぞめでたき

・柴の戸

柴の戸に しばしば物を 言ふ月の 影さへかをる 梅の下風 柴の戸を 明ければもはや 鶯の 声ぞうれしき 庭の梅が枝

• 雛人形

雛まつり

うつくしと 人に愛でらる 桃の花 笑ひ顔なる 雛の姿は

風物詩を詠んだ和歌が多い。上記の他には以下のようなものが登場する。

春:うぐいす、柳、朧月、桜、春雨、藤など

夏:変える, 時鳥, 蛍, 夏菊, 合歓(ねむ), 空蝉, 桔梗, 雁, 七夕など

秋:月見, 鹿, 鈴虫, 紅葉, 撫子, 女郎花, 尾花 (ススキ), 萩など

冬:雪,圷,氷,木枯らし,子の日松,千鳥,炭窯など

和歌からは、生家・庭と錫高野の風景が一体になっている印象を受ける。

(3)「故黒沢止幾子事蹟」 黒澤峰三郎(止幾曾孫婿)筆(明治41年3月16日) 桂郷土資料館所蔵

木綿を織る

「木綿を買入糸をひき木綿を織りなと(略)」

※止幾が使用したという糸車と機織り機が生家に残る。

明治11年頃に終身禄で別屋道場と家屋の修繕を行った

「終身禄現米拾石は本年一ケ年度現米にて下賜,翌九年禄券証御下になる。金高弐百九拾円也。 同十一年九月(某)氏のすすめにより水戸五軒町鈴木忠兵ェ氏に代金弐百三拾弐円にて売渡, (某)代理にて代金受取内金百三拾弐円氏に預け置き<u>別屋道場并に家屋大破</u>に及び候ゆへ其金 を以て修繕を加へ(略)」

・明治 14 年に止幾が縁より土間へ倒れる

「同十四年六月八日の夜便所へ行くに<u>縁より土間に</u>落ち居たるを,まむ(混女)早くも聞付赴き見るに土間に落居るゆへ大いに驚きよべども何の答もなし。顔をよく見るに息あるゆへ漸々にて縁にあげ手を添へて寝所に直したるに,(略)<u>別屋道場</u>に祭りある神へ三日の断食にて祈誓をかけ…(略)」

(4)「書状」明治2年12月12日強盗の件書上 黒澤止幾筆(明治4年3月17日) 桂郷土資料館所蔵

・明治2年に盗みが入る

「明治二年巳十二月十二日の夜賊六人<u>東の方板戸</u>を敝りて入込(略)西の方より三人刀をぬきさげ双方より入込(略)**箪笥長持戸棚押入小箪笥**まで残らず探り(略)」

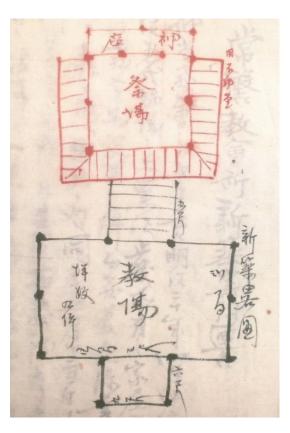
- ※明治11年頃の修繕以前に東に板戸があった。
- ※長持、戸棚、押入は現在もある。

(5)「神道御嶽教常盤教会所新築寄付連名」桂郷土資料館所蔵

御嶽教教会所の計画図

(以下, 桂村史編さん委員会『桂村史』2004 からの抜粋)

「明治二十年四月には、黒澤止幾から錫高野村に「神道御嶽教教会設置願」が提出され、御嶽教管長、茨城県知事の許可があった。翌二十一年には止幾名義をもって「布教認可願」が出され、これも教管長から認可された。すなわち止幾は、二十年には「権少教正」として信徒になっており、二十一年には自分の所有家屋をもって「常盤教会所」を設置したのである。」



御嶽教教会所の計画図(黒線が新築部分) 桂郷土資料館所蔵「神道御嶽教常盤教会所新築寄付連名」より

(6)「錫高野八景」黒澤止幾筆 桂郷土資料館所蔵

掲載は訳文:桂村史談会『桂史紀要 第四号』1979 三村八郎「止幾子の歌・俳句」より

・錫高野八景

大高峯の朝照

春立てば谷の深雪もとけぬらん たやなの峯を照らす朝日に 朝なけに我うらやすを登る日の 光照りそう大高の峯

三枝祗の森

三枝の神のしづめし御社は いく代ふるともすず高野森 三枝の神の立てたる森なれや ちよもさかえて茂ることのは

梅が沢の鶯

名にめでて春の眺めの梅が沢に すむうぐいすのなく音うるわし 実に梅が沢より立つらんと おもいききつるうぐいすのこえ

如意山の糸垂桜

見る人もあわれと思え糸桜 むすぶみのりの庵はたえにき

盥が峯の秋月

ゆあみするたらいが峯の秋の夜の 月の鏡はさやけかるらし

朧山の晴嵐

朧山のあらしの音も朝よいに なれてききぬる里ぞ住みよき

※止幾の生家はこのような錫高野の風景の中にあった。

4. 参考資料

本計画で参考にした資料の一覧を掲載する。

資料名	発行年	出版・発行社	編、著者	備考				
地域の歴史	地域の歴史							
『桂村史 通史編』	平成 16 (2004)	桂村	桂村史編さん委員会					
「桂史紀要」1 号~29 号	昭和 50 (1975)~	桂村史談会	桂村史談会					
『桂村郷土誌』	平成 10 (1998)	桂村教育委員会	桂村郷土誌改定委員会					
黒澤止幾関連								
『黒澤李恭』	昭和 12 (1937)	李恭會	立林宮太郎					
『黒澤登幾子伝』	昭和 40 (1965)	小林信厚	小林信厚					
『黒澤止幾の日記』	平成 24(2012)	城里町文化協会古文書解 読部	黒澤止幾					
「黒澤止幾子の生涯と思想」	平成 13 (2001)	茨城史林 茨城地方史研究会編 筑波書林出版第 25号に掲載	安蔵 良子					
『黒澤止幾生誕二百周年記念誌 日本初の女性教師・幕末の女傑』	平成 18 (2006)	黒澤止幾生誕二百周年記 念事業実行委員会	本会記念誌編集部会編					
『常陽藝文』1992年3月号	平成 4 (1992)	常陽藝文センター	島津利幸編					
「女寺子屋師匠の生活黒沢止幾子の 日記にみる寺子屋教育の様子」	平成 12 (2000)	江戸期おんな考 東京桂 の会編 桂文庫出版 11 に掲載	安蔵良子					
「日記に見る元治甲子の乱―元治元年・ 黒沢止幾子の『日用重寶記』から」	平成 14 (2002)	江戸期おんな考 東京桂 の会編 桂文庫出版 13に掲載	安蔵良子					
『日本初の小学校女性教師黒澤止幾子』	平成 26 (2014)	黒澤止幾子顕彰会	後藤則男					
『黒澤止幾子の資料から見る真実』	平成 21 (2009)	黒澤止幾子顕彰会	後藤則男					
『日本初の小学校の女性教師黒澤止幾 子事績・写真集』	平成 20 (2008)	黒澤止幾子顕彰会	後藤則男					
茨城県内 類例民家関連								
『茨城県の民家 : 茨城県民家緊急調査 報告書』	昭和 51 (1976)	茨城県教育委員会	茨城県教育委員会					
『関東地方の民家 1 (茨城・栃木・群馬)』	平成 10 (1998)	東洋書林						
『重要文化財旧太田家住宅移築修理工 事報告書』	昭和 45 (1970)	川崎市	川崎市					
『重要文化財中崎家住宅修理工事報告 書』	昭和 50 (1975)	中崎家住宅修理委員会	文化財建造物保存技術 協会					
『茨城県指定有形文化財建造物旧所家 住宅復原修理工事報告書』	昭和 55 (1980)	潮来町教育委員会	旧所家住宅復原修理委 員会					
『重要文化財塙家住宅保存修理工事報 告書』	昭和 58 (1983)	塙仲雄	文化財建造物保存技術 協会					

上記の他、文書類は下記に所蔵されている。(各 URL:2020 年 3 月検索)

茨城県立歴史館	http://www.rekishikan-ibk.jp/
茨城大学図書館	茨城大学図書館貴重資料解説一覧) http://www.lib.ibaraki.ac.jp/kyodo/contents.html
城里町桂図書館・郷土資料館	https://www.lics-saas.nexs-service.jp/shirosato/

歴史民俗資料館(黒澤止幾生家)保存活用計画

令和 2 年 3 月発行 城里町教育委員会